

第 71 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 29 年 8 月 10 日 (木) 13:30～

場 所 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「安比地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」について
(資料No.1～資料No.4)
- (2) 「（仮称）稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書」について
(資料No.5～資料No.8)
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料No.1：安比地熱発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：安比地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に対する意見について（八幡平市）

資料No.3：環境影響評価準備書についての意見の概要（安比地熱発電所（仮称）設置計画）

資料No.4：環境影響評価準備書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答（安比地熱発電所（仮称）設置計画）

資料No.5：（仮称）稲庭田子風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

資料No.6：（仮称）稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について（二戸市、八幡平市）

資料No.7：環境影響評価準備書についての意見の概要

（（仮称）稲庭田子風力発電事業）

資料No.8：環境影響評価準備書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

（（仮称）稲庭田子風力発電事業）

第 71 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	欠席
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	欠席
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・森林整備機構企画部研究企画科企画室長	欠席
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	欠席
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	出席
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	出席
島田 卓哉	国立研究開発法人森林総合研究所東北支所研究グループ長	出席
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	出席
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	欠席
鷹 菅 紅子	有限会社鷹菅建築設計事務所代表取締役	出席
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	欠席
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	出席
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	出席
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	出席

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
佐々木 健司	資源循環推進課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
佐藤 高久	自然保護課 自然公園担当課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

安比地熱発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	安比地熱発電所（仮称）設置計画	
適用区分	法第1種	
事業の種類	地熱発電所の設置	
事業の規模	出力 14,900kW	
事業の実施区域（予定地）	八幡平市（八幡平山国有林内）	
事業者の名称	安比地熱株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成27年10月28日
	縦覧期間	平成27年10月29日～平成27年11月28日
	住民等の意見書の提出期間	平成27年10月29日～平成27年11月28日
	技術審査会の審査	平成27年12月14日
	知事意見の送付	平成28年 1月12日 (期限：平成27年12月27日) ※60日
方法書	提出	平成28年 3月30日
	縦覧期間	平成28年 3月31日～平成28年 5月 2日
	住民等の意見書の提出期間	平成28年 3月31日～平成28年 5月16日
	説明会	平成28年 4月19日
	意見の概要書の提出	平成28年 5月25日 意見：0件
	技術審査会の審査	平成28年 7月26日
知事意見の送付	平成28年 8月 4日 (期限：平成28年 8月23日) ※90日	
準備書	提出	平成29年 4月25日
	縦覧期間	平成29年 4月26日～平成29年 5月31日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年 4月26日～平成29年 6月14日
	説明会	平成29年 5月16日
	意見の概要書の提出	平成29年 6月22日 意見：0件
	技術審査会の審査	平成29年 8月10日
知事意見の送付	平成29年 月 日 (期限：平成29年10月20日) ※120日	

八企財第 072002 号
平成 29 年 7 月 20 日

岩手県知事 達増 拓也 様

八幡平市長 田村 正彦

環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

平成 29 年 6 月 23 日付け環保第 155 号にて照会のありました標記について、下記のとおり意見を添えて回答します。

記

- 1 事業の名称 安比地熱発電所 (仮称) 設置計画
- 2 事業者の名称 安比地熱株式会社
- 3 事業の種類 地熱発電所の設置
- 4 事業の規模 出力 14,900kW
- 5 事業実施区域 八幡平市 (国有林野内)
- 6 意見

別紙のとおり

— 担当 —

企画財政課秘書政策係

電話 0195-74-2111 (内線 1213)

FAX 0195-74-2102



環境影響評価準備書に対する意見

1 事業者

住所	岩手県八幡平市田頭第39地割80番地1				
氏名	安比地熱株式会社				
用途	地熱発電所の設置				
開発地域	所在地	登記地目	登記面積	開発行為に係る面積	事業区域面積
	岩手県八幡平市八幡平 国有林内	山林		約15ha	約15ha
合計				約15ha	約15ha

2 八幡平市の意見

計画区分	項目	意見	所管課 担当者
土地利用	土地利用対策委員会	各担当課からの個別意見について、必要に応じて担当課と詳細を確認していただき、対応願います。	企画財政課
	都市計画域内外及び用途地域指定の有無	都市計画区域外です。開発行為に該当する場合は開発許可が必要です。土地利用計画、施設配置計画をもって、協議願います。	建設課
	開発区域の土地の現況 (農振法、農地法、森林法、公害、環境等)	森林法: 開発地域が国有林内であるため、森林管理署へ協議が必要です。	農林課
		農振法: 既存作業道を進入用道路として使用するのであれば手続不要ですが、それ以外であれば協議願います。	農林課
		農地法: 既存の農道(牧道)を利用する分には転用の許可を得る必要はありませんが、その道路の主たる目的が農業以外となる場合には、転用許可を得る必要があります。	農業委員会
		環境: 特に意見はありません。	市民課
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地に該当しませんが、事業地面積が1ha以上であることから試掘調査が必要です。	教育総務課	
公共施設	道路(道路構造、幅員、車線、延長、退避場、交通安全施設、区域外既設道路への接続、施設・用地の帰属、将来管理者)	市の管理する道路敷きに対して、占有及び進入路の設置が必要な場合は、事前協議願います。	建設課
		特に意見はありません。	市民課
	排水路(構造、水利設計書、放流先、施設・用地の帰属)	市の管理する水路敷きに対して、占有及び排水放流が必要な場合は、事前協議願います。	建設課

計画区分	項目	意見	所管課 担当者
公共施設	公共下水道等(専用排水管の構造、接続方法、施設の・用地の帰属)	区域外なので、特に意見はありません。	上下水道課
	消防水利(消火栓、防火水槽、施設・用地の帰属)	環境影響評価書に対する意見はありません。発電所設置の際に改めて協議願います。	防災安全課
	上水道(構造、施設・用地の帰属)	区域外なので、特に意見はありません。	上下水道課
	緑地・広場及び公園(面積、施設構造、施設・用地の帰属)	開発許可が必要な場合は、1,000㎡以上の公園、緑地又は広場が必要です。	建設課
その他	自然公園法	自然公園法適用外地域なので、特に意見はありません。	商工観光課
	景観	岩手の景観の保全と創造に関する条例に基づく届出が必要と考えられます。施設配置計画、工作物等の立面図をもって協議願います。	建設課
	主要交通ルート	工事中及び供用後の通行車両等に関して、既存道路施設の支障の有無など、事前協議願います。	建設課

安比地熱発電所（仮称）設置計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 6 月

安比地熱株式会社

(目 次)

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	7
1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	7
1.1.1 公告の日	7
1.1.2 公告の方法	7
1.1.3 縦覧場所	7
1.1.4 縦覧期間	7
1.1.5 縦覧者数	8
1.1.6 インターネット利用による公表	8
1.2 環境影響評価準備書の説明会の開催	9
1.2.1 開催日時と場所	9
1.2.2 来場者数	9
1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握	10
1.3.1 意見書の提出期間	10
1.3.2 意見書の提出方法	10
1.3.3 意見書の提出状況	10
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	11

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 公告の日

平成29年4月26日（水）

1.1.2 公告の方法

1.1.2.1 日刊新聞による公告

平成29年4月26日（水）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（別紙1）。

- ・岩手日報（朝刊）

1.1.2.2 その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ウェブサイトにて、平成29年4月26日（水）より掲示（別紙2）。
- ・八幡平市広報「はちまんたい」5月号（平成29年5月11日（木）発行）に掲載（別紙3）。
- ・関係地区に対して、チラシの回覧（別紙4）。

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、表1に示す自治体庁舎4箇所及び当社事業所にて実施した。

表1 準備書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
岩手県庁環境生活部環境保全課	盛岡市内丸10番1号
八幡平市役所本庁舎	八幡平市野駄第21地割170番地
八幡平市役所安代総合支所	八幡平市叭田70番地
八幡平市役所安代総合支所田山支所	八幡平市田中下夕78番地
安比地熱株式会社	八幡平市田頭第39地割80番地1

1.1.4 縦覧期間

1.1.4.1 縦覧期間

平成29年4月26日（水）～平成29年5月31日（水）（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

1.1.4.2 縦覧時間

午前9時～午後4時

1.1.5 縦覧者数

1名（縦覧者記帳名簿への記載者数）

※縦覧場所に備え付けた「あらし」の持ち帰り部数は、16部であった。

[内訳]

・岩手県庁環境生活部環境保全課	0部
・八幡平市役所本庁舎	13部
・八幡平市安代総合支所	0部
・八幡平市安代総合支所田山支所	2部
・安比地熱株式会社	1部

1.1.6 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトにて準備書及び要約書を掲載し、公表した（別紙2）。公表期間は、縦覧期間と同じ平成29年4月26日（水）～平成29年5月31日（水）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。アクセス数は、144件であった。

また、岩手県ウェブサイトと当社ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから準備書及び要約書を参照可能とした（別紙5）。

1.2 環境影響評価準備書の説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知させるため準備書説明会（以下、「説明会」という。）を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する新聞公告と同時に行った（別紙1）。また、説明会の開催のお知らせを当社ウェブサイト（別紙2）と八幡平市広報「はちまんたい」（別紙3）に掲載するとともに、関係地区に対してチラシ（別紙4）を回覧し、周知を行った。

1.2.1 開催場所と日時

八幡平市立荒屋コミュニティセンター：平成29年5月16日（火） 10時～11時30分

1.2.2 来場者数

来場者数は、計18名であった。

1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

平成29年4月26日（水）から平成29年6月14日（水）まで
（郵送の受付は当日消印有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函及び郵送により意見を受け付けた（別紙6）。

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見書はなかった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、準備書についての意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

したがって、「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解はない。

岩手日報への公告内容

安比地熱発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書の公表
 環境影響評価法及び環境影響評価法に基づき、「安比地熱発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書」を作成したため、次のとおり公表いたします。

平成二十九年四月二十六日 安比地熱株式会社 取締役社長 吉木 和春

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる業務所の所在地】
 名称 安比地熱株式会社
 代表者 取締役社長 吉木 和春
 所在地 岩手県八幡平市田原第三十九地割八十番地一

【対象事業の名称、種別及び規模】
 名称 安比地熱発電所（仮称）設置計画
 種別 火力（地熱）
 規模 出力二万四千九百キロワット

【対象事業が実施される区域】
 岩手県八幡平市八幡平山国町林内

【対象事業に係る環境影響を緩和する範囲である区域その他の区域の範囲】 八幡平市

【準備書の概要】
 ▼設置場所 岩手県庁環境安全課／八幡平市役所本庁舎／八幡平市役代務室支所／八幡平市民会館支所田山支所／安比地熱株式会社
 ▼設置時期 平成二十九年四月二十六日（水）から平成二十九年五月三十一日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
 ▼竣工時期 午前九時から午後四時まで
 ▼竣工後 安比地熱株式会社（http://www.taibiglobe.jp/app1-ge）
 (http://www.taibiglobe.jp/app1-ge)

【環境への影響】
 ▼騒音 平成二十九年五月十六日（火）
 ▼振動 設置場所と評価時期
 ▼周辺環境 設置計画センター十時～

【環境への配慮】
 ▼環境影響評価準備書について、環境への保全の観点から、環境影響を軽減するよう、設置場所を選定しております。また、設置計画に添った環境保全の取組を実施いたします。

【環境への配慮】
 ▼環境影響評価（仮称）
 ・設置及び取組（採入その他の取組）
 ・代表者の氏名及び主たる業務所の所在地
 ・設置場所の選定理由
 ・設置計画に添った環境保全の取組
 ・設置計画に添った環境保全の取組
 ・設置計画に添った環境保全の取組

【環境への配慮】
 平成二十九年六月十四日（水）まで（※百円印有効）

【環境への配慮】
 平成二十九年六月十四日（水）まで（※百円印有効）
 〒011-0111 岩手県八幡平市田原第三十九地割八十番地一
 安比地熱株式会社
 TEL 0195-168-7333

当社ウェブサイトへの掲載内容



環境影響評価

平成29年4月26日
安比地熱株式会社

「安比地熱株式会社 安比地熱発電所（仮称）設置計画 環境影響評価書概要」の届出、史料及び閲覧、説明会の開催について

安比地熱株式会社は、去る平成29年4月25日に、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「安比地熱発電所（仮称）設置計画 環境影響評価書概要」（以下、**評価書**という）を経済産業大臣に届け出るとともに、若手県知事、八幡平市長へ送付いたしました。

また、本日からお休みの日等において本評価書の閲覧を開始するとともに、平成29年5月16日に本評価書に関する説明会を開催いたします。

本評価書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、事前に日本語により住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、下記の閲覧場所に届くまでお送りください。平成29年6月14日までに下記の問い合わせ先へ届くようお願いいたします。（当日消印有効）

閲覧場所

- ・若手県庁環境白書部環境保全課
- ・八幡平市役所
- ・八幡平市安比地熱会支所
- ・八幡平市安比地熱会支所白山支所
- ・安比地熱株式会社

届出及び意見受付期間

届出：平成29年4月26日（水）～平成29年5月31日（水） 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）
意見受付：平成29年4月26日（水）～平成29年6月14日（水）（当日消印有効）

電子閲覧

「評価書（本巻・要約巻）」は、平成29年4月26日（水）～平成29年5月31日（水）の間閲覧が可能です。

ただし、ダウンロードして印刷・印刷することはできません。（PDF形式のファイルを開くためには、最新版のAdobe Acrobat Readerが必要です。）

・要約巻（PDF：8.65MB）

・本巻

表紙・目次（PDF：204kB）

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地（PDF：155kB）

第2章 対象事業の目的及び内容（PDF：14.99MB）

第3章 対象事業の概要及びその関係の図表（PDF：17.8MB）

第4章 土地利用規制事項に関する調査、平準及び評価の概要（PDF：7.41MB）

第5章 計画の環境影響評価に対する責任の所在及び関係者の意見及び対応の概要（PDF：597kB）

第6章 計画の環境影響評価に対する経済産業大臣の意見及び事業者の対応（PDF：267kB）

第7章 意見の届出の状況（これは記載、意見を寄附する者又は事業者の意見に関する事項を決定する過程における環境の保全に係る地域の経緯及びその内容）（PDF：997kB）

第8章 方法書についての意見と事業者の対応（PDF：1.67MB）

第9章 方法書に対する経済産業大臣の対応（PDF：315kB）

第10章 対象事業に係る環境影響評価の届出及び平準、平準及び評価の状況（PDF：10.29MB）

第11章 環境影響評価の届出及び意見、平準及び評価の状況についての経済産業大臣の対応（PDF：1131kB）

第12章 環境影響評価の概要

12.1 調査結果の概要並びに平準及び評価の結果

12.1.1 大気環境（PDF：15.09MB）

12.1.2 水環境（PDF：7.89MB）

12.1.3 その他の環境（PDF：2.24MB）

12.1.4 動物（PDF：3.76MB）

12.1.5 植物（PDF：14.72MB）

12.1.6 生態系（PDF：6.87MB）

12.1.7 景観（PDF：8.18MB）

12.1.8 人と自然との親和性の活動の場（PDF：2.17MB）

12.1.9 産業遺産（PDF：251kB）

12.2 環境の保全のための措置（PDF：3.93MB）

12.2.1 環境影響（PDF：267kB）

12.2.2 環境影響の低減措置（PDF：4.45MB）

第12章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地（PDF：190kB）

「あらし」と「意見用紙」はダウンロードして閲覧・印刷が可能です。

・あらし（PDF：15.74MB）

・意見用紙（PDF：77.9kB）

方法書に掲載される情報（文書、資料、図表等を含む）に関する著作権は、当社、原著者、またはその他の権利者に帰属します。

本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を経て、国土地理院の数値地図200000（地形図データ）、数値地図50000（地形図データ）及び電子地形図25000を複製したものです。（発行番号 平28版図、第1194号）

本評価説明会の開催

本評価説明会を以下の通り開催いたします。

・開催日

平成29年5月16日（火）

・開催時間と場所

10時00分～：八幡平市立 県立コミュニケーションセンター（八幡平市白山70番地）

本報告に関するお問い合わせ先

安比地熱株式会社

住所：〒028-7112 若手県八幡平市田代町39地割60番地

TEL：0195-68-7332

八幡平市広報「はちまんたい」5月号への掲載内容



(表紙)

空家の対策について協議する要員を募集

市は、市空家等対策計画の策定や対策の推進などについて協議する協議会の委員を2人募集します。
●応募要件 次の全てを満たす人
●申込時に18歳以上で市内に引き続き1年以上住所を置く人
●本市の職員および市議会議員でない人
●地域づくりに関心があり、平日開催の会議に出席できる人
●任期 委嘱の日から2年間
●申込期限 6月2日(金)
●問い合わせ先 市役所防災安全課地域安全係(☎・内線1262)

松川土地改良区では来春卒業職員を募集

松川土地改良区では、30年度採用予定の技師を1人募集します。
●応募資格 ▶測量・土木の資格を有する(取得見込みを含む)▶29年度学校を卒業する人
●申込期限 6月23日(金)
●申し込み方法 履歴書を同改良区に提出してください。
●選考日 6月30日(金)
●選考会場 同改良区
●問い合わせ先 同改良区総務課(☎74-2411)

さんさ踊りパレードに一緒に出場しませんか

八幡平さくらさんさ愛好会では、8月1日から行われる盛岡さんさ踊りパレード参加に向け、練習会を行います。6月は初心者練習とパート練習、7月は全体練習です。
●会場 西根地区市民センター
●日程 6月1日、8日、15日、22日、29日(全て木曜日)※7月以降は練習日に会場でお知らせします。
●時間 午後7時から9時まで
●問い合わせ先 同会事務局・佐々木(電話・ファクス:74-4363)またはホームページ(http://www.facebook.com/8sakurasansa)をご覧ください。

資源ごみの集団回収を実施した団体へ報奨金

市は、資源ごみの集団回収に取り組んだ市内の自治会や子ども会などの非営利団体に対し、予算の範囲内で報奨金を交付します。
●登録申請 集団回収団体の登録申請書を事前に提出ください。
●対象品目/金額 ▶アルミ缶、スチール缶、その他缶(1升瓶やビール瓶以外)、紙パック、新聞紙、段ボール、雑誌、布類/1㎡:5円 ▶1升瓶/1本5円(市内で回収した物が対象)
●問い合わせ先 市役所市民課環境衛生係(☎・内線1068)

一人一人が安全を心掛け農作業事故を未然に防止

春の農繁期を迎え、トラクターなどに関する農作業事故が増加します。次のことを心掛けましょう。
▶一人での作業は避け、家族に作業場所と帰宅時間を伝える。▶横転・転落対策から体を守るため、トラクターには安全フレームを装着する。▶水路やため池などの周辺での作業は安全に注意する。▶農業機械、水路の近くで子どもを遊ばせない。
●問い合わせ先 市役所農林課農政係(☎・内線1346)、松川土地改良区(☎74-2411)、安代土地改良区(☎72-2706)

家族介護者の悩みを語る交流会を開催しています

介護の悩みを抱える者同士の交流の場「語りカフェ・西根」で悩み相談や情報交換をしませんか。
●日時 6月9日(金)の午後1時半から3時半まで ※例年6月の第2金曜日開催しています。
●会場 珈琲メトロノーム(大更23-100-1)
●参加費 200円
●問い合わせ先 市地域包括支援センター西根ランチ・藤村、茶屋下(☎75-1255)

鶏などの家禽飼養者は報告書提出を忘れずに

鶏などの家禽を飼養している人には、飼養衛生管理基準の順守とともに、毎年、飼養状況を県知事に報告することが義務付けられています。
愛玩で家畜を飼っている人にも報告の義務がありますので、本年度分の報告書の提出をお願いします。
●家禽の種類 鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥
●報告期限 6月15日(木)
●提出先 県中央畜産健康衛生所または市役所、農協
●報告書 報告様式を持っていない人は、県中央畜産健康衛生所または市、農協へ連絡の上、お取り寄せください。
●問い合わせ先 市役所農林課畜産係(☎・内線1337)

参加してみませんか地熱発電事業説明会

安比地熱発電では、市内に設置を計画している地熱発電所に関する環境影響評価準備書の縦覧を行っています。
また、説明会を開催しますので、ご参加ください。
●縦覧期間 5月31日(木)までの平日(午前9時から午後4時まで)
●縦覧場所 市役所企画財政課、安代総合支所、田山支所、岩手県庁、安比地熱発電(田頭39-80-1) ※また同社ウェブサイトからもご覧いただけます。(http://www.ta.biglobe.ne.jp/appi-ge)
●説明会開催日時 5月16日(火)午前10時から
●説明会開催場所 荒塚コミュニティセンター
●問い合わせ先 同社(☎68-7332)

配布したチラシ

回覧

安比地熱発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書

説明会のご案内


安比地域に計画している地熱発電所設置計画に関して、事業計画、環境影響評価の結果をとりまとめた環境影響評価準備書についての説明会を行います。

事業名:
安比地熱発電所(仮称)設置計画


事業者:
安比地熱株式会社

日時:
平成29年5月16日(火)
10:00～(2時間程度)

場所:
荒屋コミュニティセンター
(安代総合支所となり)



対象事業実施区域の位置
八幡平市
対象事業実施区域



完成予想図

問い合わせ先:
安比地熱株式会社 TEL 0195-68-7332
〒028-7112 岩手県八幡平市田頭第39地割80番地1

(裏面もご覧ください)

回覧

安比地熱発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書

縦覧のお知らせ

安比地域に計画している地熱発電所設置計画に関して、事業計画、環境影響評価の結果をとりまとめた環境影響評価準備書の縦覧を行っております。

事業名:
安比地熱発電所(仮称)設置計画

事業者:
安比地熱株式会社


期間:
平成29年4月26日～5月31日 9:00～16:00
(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

場所:

- ・ 八幡平市役所本庁舎
- ・ 八幡平市役所安代総合支所
- ・ 八幡平市役所田山支所
- ・ 岩手県庁環境保全課
- ・ 安比地熱株式会社

その他:
環境影響評価準備書は当社HPでもご覧になれます。
<http://www.1a.biglobe.ne.jp/appi-ge/>

問い合わせ先:
安比地熱株式会社 TEL 0195-68-7332
〒028-7112 岩手県八幡平市田頭第39地割80番地1



(裏面もご覧ください)

「安比地熱発電所(仮称)設置計画」環境影響評価準備書の縦覧について

サイト

ID番号 N52732

更新日 平成29年4月26日

「安比地熱発電所(仮称)設置計画」環境影響評価準備書の縦覧について

横記事業について、下記のとおり回書の縦覧を行っています。

実施事業者

安比地熱株式会社

縦覧場所

八幡平市役所(本庁舎、安代総合支所、田山支所)

安比地熱株式会社

岩手県環境生活部環境保全課

縦覧期間

平成29年4月26日(水)～平成29年5月31日(水)

縦覧時間

いずれも、土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時

その他

下記のリンクからも、回書をご覧になれます。

<http://www.iabiglobe.ne.jp/appi-gs/assessment.html>



このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号:019-629-5269 ファクス番号:019-629-5364

✉ お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

「安比地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」に対する委員からの事前
質問・意見及び事業者回答

【1】

《準備書》 p2-2 (p4)

「＜参考＞地熱発電の仕組みの概要」図中の[地熱発電の仕組み]中の④において、熱水冷却時に発生する蒸気や施設設備全体から発する熱により、施設のまわりの植物（樹木）や飛翔動物等への影響は生じないのか。また、特に、風下（東）側について、予測は行ったのか、お教えいただきたい。

（佐藤久美子委員）

【回答】

冷却塔から排出される蒸気による樹木への着氷影響については、準備書 p12.1.5-52 (p728) に記載したとおり、主風向である西風の風下（東）側について予測し、影響は少ないものと予測しております。

また、既設地熱発電所において、蒸気や施設設備全体から発する熱により、施設のまわりの植物（樹木）や飛翔動物等へ影響が生じた事例は確認できず、本事業においてもこれらの影響はない、又は少ないものと考えております。

【2】

《準備書》 p2-25 (p27) , p2-39 (p41)

表 2.2.7-2 において、工事に伴う発生汚泥量および処分量が見積もられているが、この汚泥の搬出のための車両は、表 2.2.6-3 の最大交通量に考慮されているのか、お教えいただきたい（表 2.2.6-3 中には、搬入資材のことしか項目として挙げられていないため。もし、最大となる時期が変わるようであれば、窒素酸化物の予想等の予測対象時期を変更していただきたい）。

（佐藤久美子委員）

【回答】

汚泥の搬出のための車両は、準備書 p2-25 (p27) 表 2.2.6-3 の最大交通量に含まれております。その台数は、残土の搬出車両と合わせて約 4 台/日（片道台数）です。

【3】

《準備書》 p2-48 (p50)

「2.2.9.4 熱水に関する事項 (2) 熱水の処理方法」で、シリカスケールの抑制目的で薬注（硫酸添加）による pH 調整を行う予定とあるが、表 2.2.9-4 によると、薬注前での熱水 pH が 5～7 であり、硫酸添加を行うとこれより酸性となることが予想される。

硫酸を使用することによる排水 pH の調整限界（排水はどの程度の pH であれば OK なのか？）と、シリカスケールの抑制効果（抑制のためにどれだけの硫酸が必要なのか？）の兼ね合いをどのように考えているのか、お教えいただきたい。

（齊藤 貢委員）

【回答】

pH 調整は当面、実施する計画をしておりますが、将来、必要に応じて実施するものとして準備書に記載しました。

先行事例では、溶解性シリカの重合を防ぐ目的で、熱水を弱酸性（pH=5～6）に調整するため、50ppm 程度の硫酸を添加しています。本地域で pH 調整を実施する場合は、先行事例を参考に検討する方針です。なお、鋼管（設備）の腐食が発生するため、熱水の pH を 4 より中性側に保つのが一般的です。

【4】

《準備書》 p2-48 (p50)

「2.2.9.5 用水に関する事項」で「・・・有害物質等が混入することは想定されないが、混入した場合には、有害物質を除去して排水する・・・」と記載されていますが、万が一、混入した場合には計画している浄化槽で除去できるのでしょうか？。

また、除去した有害物質は処理業者に渡すまでの間、どのように管理する計画であるのか、説明を加えていただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

作業過程において有害物質が混入することは想定しておりませんが、万が一有害物質等が混入した場合には、p2-49 (p51) の図 2.2.9-3 で示すオーバーフローピットより回収してタンク等に貯留する計画です。

また、オーバーフローピットからの排出水は、同図に示すように地下に還元されるため、公共用水域に流出することはありません。

【5】

《準備書》 p2.50 (p52)

表 2.2.9-6 において、運転開始後の冷却塔水槽汚泥の発生量が 20 t / 年と見積もられているが、運転年数を何年と想定し、その結果汚泥の合計量はいくらになると見積もっているのか、また、有効利用困難な廃棄物の総量がいくらになるのかお教えいただきたい。

(佐藤久美子委員)

【回答】

冷却塔水槽汚泥は先行事例の実績をもとに、発生量は約 20t/年、全量有効利用は困難と想定しました。

また、地熱発電は再生可能エネルギーであり長期間運転する計画で、特に運転年数は想定しておりません。

ご参考として、松川地熱発電所は運転開始後 50 年が経過しました。また秋田県の大沼地熱発電所で 43 年、澄川地熱発電所で 22 年が経過しています。

【6】一部非公開部分

《準備書》 p3.2-11~12 (p141~142)

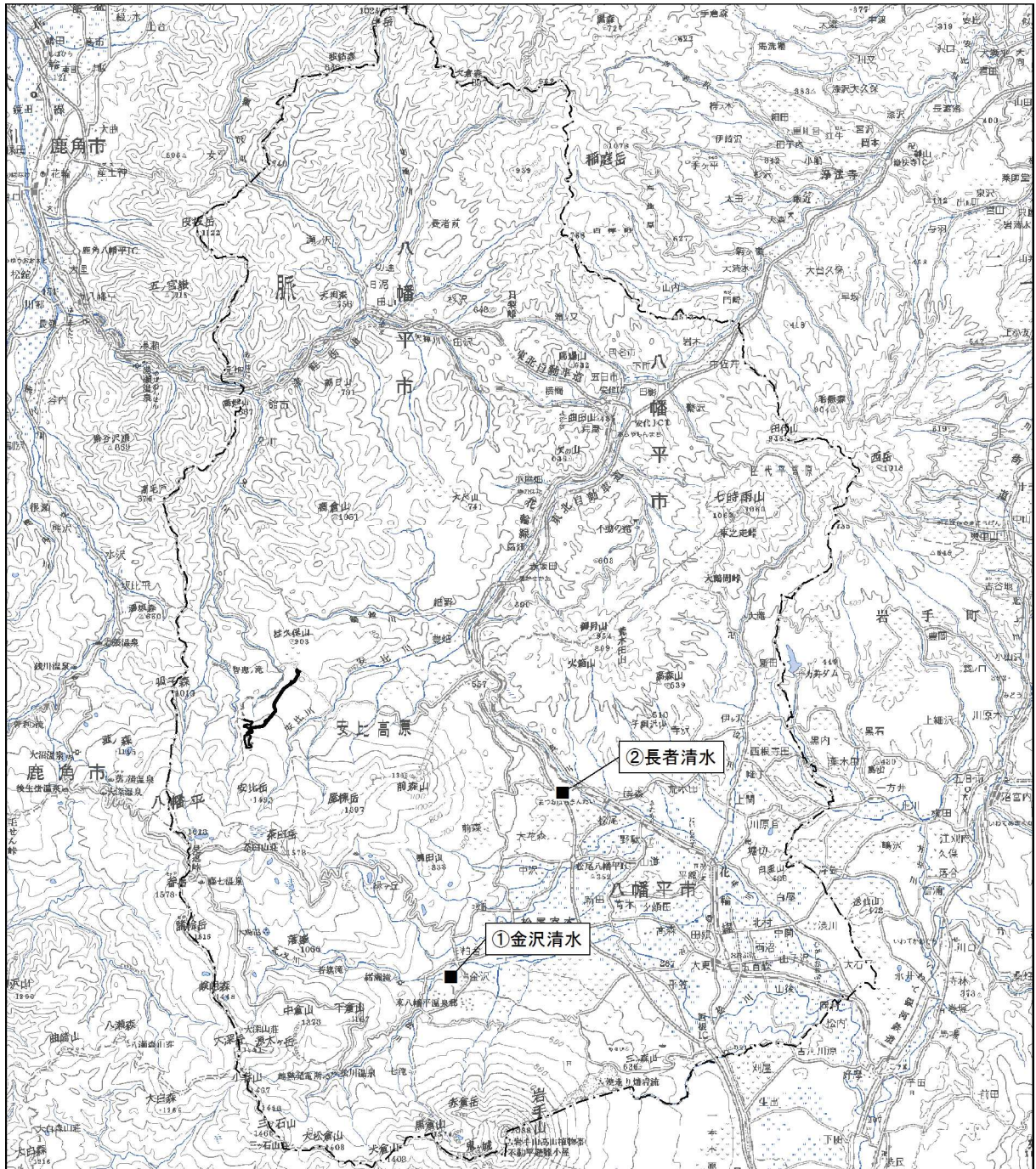
水道水源（地下水、湧水）が表に整理されていますが、対象事業実施区域との位置的な関係が分かるように、地表水の水源も含めて地図上に示していただきたい。

(伊藤 歩委員)


【回答】


八幡平市における代表的な湧水の位置は、別紙 Q6(2)に示すとおりです。

【非公開部分】

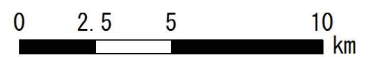
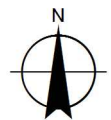


凡例

 対象事業実施区域

 代表的な湧水

「平成26年版環境報告書」（岩手県、平成27年）
より作成



別紙 Q6 (2) 八幡平市における代表的な湧水

【7】

《準備書》 p3.2-53 (p183)

景観保全関係について、事業実施想定区域は一般地域の自然景観地区に指定されており、岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努める必要があります。

また、景観法第16条第1項に基づく届出が必要です。

(都市計画課)

【回答】

事業計画の検討にあたっては、岩手県景観計画で定める景観形成基準へ適合させることとしており、準備書 p2-15(p17)に掲載した発電所の完成予想図は、景観形成基準に適合した色彩等となっております。

景観法第16条第1項に基づく届出は、関係部署に事前相談の上、工事着手前に実施します。

【8】

《準備書》 p12.1.2-10 (p498)

「濁水処理装置の出口における排水は浮遊物質量を日間平均 25mg/L 以下で管理し、・・・」と記載されており、25mg/L の設定根拠は理解できますが、濁水処理装置で25mg/L 以下に低減できる根拠について、説明を加えていただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

濁水処理装置は、排水に凝集剤等を添加して水と汚泥を分離させる装置であり、本事業では処理水中の浮遊物質量が25mg/L 以下となる性能を有する装置を使用します。現在建設工事中山葵沢地熱発電所でも採用しており、日間平均で25mg/L を超過した事例はありません。

【9】

《準備書》 p12.1.6-90 (p820)

オオジシギについて、「…同時に成長すると考えられる。5個体の雌が繁殖していると仮定し、…」とあるが、「6個体の雌が」が正解と思われる。

(由井正敏委員)

【回答】

ご指摘のとおり、誤記です。以下のとおり訂正いたします。

現文) …同時に成長すると考えられる。5個体の雌が繁殖していると仮定し、…

修正) …同時に成長すると考えられる。6個体の雌が繁殖していると仮定し、…

(仮称) 稲庭田子風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 稲庭田子風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力 115,600kW	
事業の実施区域(予定地)	二戸市、八幡平市及び青森県三戸郡田子町	
事業者の名称	株式会社グリーンパワーインベストメント	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成27年 8月31日
	縦覧期間	平成27年 9月 1日～平成27年10月 2日
	住民等の意見書の提出期間	平成27年 9月 1日～平成27年10月 2日
	技術審査会の審査	平成27年11月 5日
	知事意見の送付	平成27年11月17日 (期限:平成27年10月30日) ※60日
方法書	提出	平成28年 3月31日
	縦覧期間	平成28年 4月 1日～平成28年 5月 2日
	住民等の意見書の提出期間	平成28年 4月 1日～平成28年 5月18日
	説明会	平成28年 4月12日、13日、20日、21日
	意見の概要書の提出	平成28年 5月31日 意見:9件
	技術審査会の審査	平成28年 7月 7日
知事意見の送付	平成28年 8月 4日 (期限:平成28年8月29日) ※90日	
準備書	提出	平成29年 3月21日
	縦覧期間	平成29年 3月22日～平成29年 4月21日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年 3月22日～平成29年 5月 8日
	説明会	平成29年 4月 4日、5日、11日
	意見の概要書の提出	平成29年 5月24日 意見:23件
	技術審査会の審査	平成29年 8月10日
知事意見の送付	平成29年 月 日 (期限:平成29年9月21日) ※120日	

生 第 44 号
平成29年6月26日

岩手県知事 達増 拓也 様

二戸市長 藤 原 淳

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成29年5月29日付け環保第106号で照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 事業の目的及び内容について
（仮称）稲庭田子風力発電事業
・意見なし
- 2 対象事業実施区域及びその周囲の概況
（仮称）稲庭田子風力発電事業
・意見なし
- 3 環境影響評価の項目並びに、調査予測及び評価の手法
（仮称）稲庭田子風力発電事業
・意見なし
- 4 環境影響評価の結果
（仮称）稲庭田子風力発電事業
・意見なし
- 5 その他
（仮称）稲庭田子風力発電事業
・意見なし



二戸市市民生活部生活環境課

Tel 0195-23-3111（内線 723）

八企財第 062801 号
平成 29 年 6 月 28 日

岩手県知事 達増 拓也 様

八幡平市長 田村 正彦

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成 29 年 5 月 29 日付け環保第 106 号にて照会のありました標記について、下記のとおり意見を添えて回答します。

記

- 1 事業の名称 (仮称) 稲庭田子風力発電事業
- 2 事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
- 3 事業の種類 風力発電所の設置
- 4 事業の規模 出力 最大 115,600kW
- 5 事業実施区域 二戸市及び八幡平市
- 6 意見
別紙意見書のとおり

－担当－
企画財政課秘書政策係

電話：0195-74-2111（内線 1213）
FAX：0195-74-2102



環境影響評価準備書に対する意見

1 事業者

住所	東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ3階				
氏名	(株)グリーンパワーインベストメント				
用途	風力発電所の設置				
開発地域	所在地	登記地目	登記面積	開発行為に係る森林の面積	事業区域面積
	青森県三戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市の行政界付近の稜線上	山林	約1,986ha	約1,986ha	約1,986ha
合計			約1,986ha	約1,986ha	約1,986ha

2 八幡平市の意見

計画区分	項目	意見	所管課
土地利用	土地利用対策委員会	各担当課からの個別意見について、必要に応じて担当課と詳細を確認していただき、対応願います。	企画財政課
	都市計画域内外及び用途地域指定の有無	都市計画区域外のため、都市計画法に基づく開発許可は必要ありません。	建設課
	開発区域の土地の現況(農振法、農地法、森林法、公害、環境等)	森林法: 地域森林計画対象民有林での開発面積が1haを超える見込みのため、林地開発許可申請が必要です。また、開発区域内に国有林野が含まれているため、森林管理署へ協議願います。	農林課
		農振法: 事業実施想定区域の一部が、国有林内及び民有地内の農振農用地区域にかかる可能性があるため、候補地選定等について詳細協議願います。	農林課
		農地法: 事業施行個所に現況農地又は採草放牧地があれば転用許可は必要となるので、その際は協議願います。	農業委員会
		環境保全: 工事着工前に環境保全協定書を締結願います。	市民課
埋蔵文化財	埋蔵文化財の包蔵地には該当しませんが、開発面積が約314haであり、現地調査が必要となります。	教育総務課	
公共施設	道路(道路構造、幅員、車線、延長、退避場、交通安全施設、区域外既設道路への接続、施設・用地の帰属、将来管理者)	市が管理する市道認定道路及び法定外公共物へ構造物の設置及び進入路の設置が必要な場合は、建設課へ事前協議願います。	建設課
		特にありません。	市民課
	排水路(構造、水利設計書、放流先、施設・用地の帰属)	市が管理する水路に排水等の放流が必要な場合は、建設課へ事前協議願います。	建設課

計画区分	項目	意見	所管課
公共施設	公共下水道等(専用排水管の構造、接続方法、施設の・用地の帰属)	特にありません。	上下水道課
	消防水利(消火栓、防火水槽、施設・用地の帰属)	特にありません。	防災安全課
	上水道(構造、施設・用地の帰属)	特にありません。	上下水道課
	緑地・広場及び公園(面積、施設構造、施設・用地の帰属)		
その他	その他	岩手の景観と創造に関する条例に基づく届出が必要です。	建設課

(仮称) 稲庭田子風力発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

平成29年5月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	30
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	30
(1) 公告の日	30
(2) 公告の方法.....	30
(3) 縦覧場所	31
(4) 縦覧期間	31
(5) 縦覧者数	31
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	32
(1) 公告の日及び公告方法.....	32
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	32
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	33
(1) 意見書の提出期間.....	33
(2) 意見書の提出方法.....	33
(3) 意見書の提出状況.....	33
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する 当社の見解.....	34

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成29年3月22日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成29年3月22日（水）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。（別紙1参照）

- ・デーリー東北
- ・岩手日報

※平成29年4月4日（火）、5日（水）及び11日（火）に開催した説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の広報紙によるお知らせ

地方公共団体（田子町及び八幡平市）の広報誌によるお知らせを実施した。

- ・青森県三戸郡田子町及び八幡平市の広報紙にお知らせを掲載した。（別紙2-1~2-2参照）
- ※平成29年4月4日（火）、5日（水）及び11日（火）に開催した説明会についての公告を含む

③ 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトに情報が掲載された。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/jokyo/053840.html>

- ・青森県のウェブサイト（別紙2-4参照）

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/asess_inaniwatakkko_windfar.html

- ・当社のウェブサイト（別紙2-5参照）

<http://www.greenpower.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

①自治体庁舎での縦覧

- ・ 田子町役場住民課
(青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81)
- ・ 二戸市浄法寺総合支所
(岩手県二戸市浄法寺町下前田 37-4)
- ・ 八幡平市役所 (本庁舎市長公室)
(岩手県八幡平市野駄 21-170)
- ・ 八幡平市役所 (安代総合支所土木林業課)
(岩手県八幡平市叭田 70)
- ・ 八幡平市役所 (田山支所)
(岩手県八幡平市田中下タ 78)
- ・ 県北広域振興局二戸合同庁舎 (二戸市地域振興センター)
(岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3)

②インターネットの利用による公表

- ・ 当社のホームページにおいて、準備書及び要約書を公表した。(別紙 2-6 参照)
- ・ 岩手県及び青森県のホームページより当社のホームページにリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。(別紙 2-4～2-5 参照)

(4) 縦覧期間

平成 29 年 3 月 22 日 (水) から平成 29 年 4 月 21 日 (金) までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 1 名であった。

(内訳) 田子町役場住民課	0 名
二戸市浄法寺総合支所	0 名
八幡平市役所 (本庁舎市長公室)	0 名
八幡平市役所 (安代総合支所土木林業課)	1 名
八幡平市役所 (田山支所)	0 名
県北広域振興局二戸合同庁舎 (二戸市地域振興センター)	0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 136 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成29年4月4日(火) 18時30分から20時00分
- ・ 開催場所：上郷公民館 (青森県三戸郡田子町大字山口字道前8)
- ・ 来場者数：10名

- ・ 開催日時：平成29年4月5日(水) 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浄法寺文化交流センター (岩手県二戸市浄法寺下前田30-1)
- ・ 来場者数：1名

- ・ 開催日時：平成29年4月11日(木) 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：荒屋コミュニティセンター (岩手県八幡平市叭田70)
- ・ 来場者数：4名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月22日（水）から平成29年5月8日（月）までの間
（縦覧期間及びその後、17日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通であり、環境保全の見地からの意見は23件であった。その他（環境保全の見地以外からの意見）は0件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は23件であった。それに対する当社の見解は表のとおりである。なお、その他（環境保全の見地以外からの意見）は0件であった。

第2-1表(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解
意見書1. 鳥類及びコウモリ類について

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>岩手県北の奥羽山脈北部の地域には山岳・山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した豊かな自然環境が見られ、本事業の対象実施区域も一年を通して多様な野鳥が観察される地域です。従ってこのような地域に貴社の準備書に示されるような大型風力発電装置の建設を行うことは自然環境の破壊につながり、野鳥の渡りを阻害し、バードストライク等により野鳥の生息自体を背かす危険性が高いと考えられます。従って私どもは日本野鳥の会もおかには貴社に対して本事業計画の大幅な見直しと下記の6点に十分に配慮した代替案を用意することを強く要望いたします。</p> <p>(1)この地域は北海道と本州を結ぶ渡り鳥の重要な渡来ルートに位置しております。実際に春や秋にはマガン・ヒシクイ・オオハクチョウ・コハクチョウなど数多くの大型水禽類の渡りが観察されますが、今回の準備書に示されている調査結果もそれを裏付けております。「8-2-3」の第8-2-1表(1)に示されている専門家の予想に基づく意見では「マガンやハクチョウ類はこの地域をほとんど通過しない」「マガンの渡りは・・・春季は伊豆沼から海岸線を通るものが多い」とされておりますが、その根拠が示されておられません。私どもは天然記念物であるマガンの大群が毎年2月下旬から3月中旬にかけて波状的に盛岡地域を北上して県北に向かうこと、また9月末から10月にかけてマガンの大群が波状的に県北から飛来し盛岡上空を経て南下していくことを長年の観察により把握しております。従ってこの専門家の予測は私どもの観察結果と食い違っており、貴社による今回の調査で得られた結果とも合致しないように思われます。特に今回の調査結果はマガンが風力発電施設のブレード回転域に相応する高度Mを渡りの際に使用する頻度が高いことを明らかにしております。従って風力発電施設の設置によりマガンの渡りが阻害され、あるいは渡りの途中でバードストライクを起こす可能性が高いと思われま</p>	<p>本調査において渡りの経路の一部となることが明らかとなりましたが、ガン類、ハクチョウ類は飛行高度Mでの確認数は少数であり、特に秋季調査では高度Hの飛翔が大多数を占めています。また、移動経路は対象事業実施区域上空だけでなく、分散している傾向が見受けられたこと、迂回可能な空間が確保されていることより影響は実行可能な範囲で低減されていると予測しております。ただし、衝突確率の予測には不確実性が伴うことから、稼働後の状況を把握するためにバードストライクを対象とした事後調査を実施することとしています。</p>
2	<p>(2)当該地域は生態系の頂点に位置する多くの猛禽類の生息地域となっております。特に今回の調査結果にも示されている通りに、この区域はクマタカの生息適地であり、それ以外に国の天然記念物であるイヌワシ・オジロワシ・オオワシ等の希少猛禽類の生息が観察されております。「8-2-3」の第8-2-1表(3)には専門家の予想に基づく意見として「イヌワシについては当該地域周辺で営巣地が確認されたとの情報がない」「オジロワシ・オオ</p>	<p>イヌワシについては行動圏が非常に広く、オジロワシ、オオワシは冬季に本州へ渡ってくる種であることから、定着個体ではないものと考えています。ただし、衝突確率の予測には不確実性が伴うことから、稼働後の状況を把握するためにバードストライクを対象とした事後調査を実施することとしています。</p>

(表は次ページへ続く)

	<p>ワシは通過しただけ」と記述されております。しかし今回の調査結果で低頻度ながらもイヌワシ・オジロワシ・オオワシが観察されております。従ってこれらの希少猛禽類がこの地域を繁殖以外の生息地域としてあるいは渡りの経路として利用していることが明らかになったと言えます。特に今回の調査結果ではイヌワシは「高度 M」のエリア（即ち対地高度約 40m～155m）を利用していることが示されており、この高度エリアが風力発電施設のブレード回転域であることは十分に注意を要するべきであると考えられます。また今回の調査で特にクマタカの生息状況が詳細に調べられている点には敬意を表します。それによれば、クマタカの飛翔は風力発電施設のブレード回転域に相応する高度を使用する頻度も高いようであり、風力発電施設の設置によりクマタカの生息が著しく妨げられる可能性があります。この事も注意を要する点であります。</p>	
3	<p>(3)計画地周辺に生息しているコウモリ類の調査については、いろいろの方法で調査され多種確認されております。キクガシラコウモリ、カグヤコウモリのコロニーの存在も他の文献で報告されております。準備書の報告では、ブレードの回転域に入る 40m 以上の飛翔は少ないが、予測には不確実性が伴うとしております。米国の報告例では、2005 年、64 基の風車で、約 2000 頭/6 週間のコウモリが風車周辺で死んでおり、原因調査の結果、衝突ではなくブレードの回転域内に生じる気圧の低い部分に飛び込んでしまって肺血管が破裂したものと予測されてます。(引用文献；武田恵世著／自然エネルギーの畏) このことは、コウモリの飛翔高度は、ブレードの回転域まで入り込んでいると考えられます。従いまして、コウモリ類についてのさらなる飛翔分布の調査が必要、その結果を踏まえて風車の設置位置、設置数の削減、群れでの飛翔確認時のブレード停止など具体的なバッドストライク防止策を要望します。</p>	<p>国内におけるコウモリ類の事故発生メカニズムは、現状では未解明な部分が非常に多いと認識しています。</p> <p>調査結果及び解析結果からは影響は実行可能な範囲で低減されているものと予測しております。しかし、事故発生メカニズムに未解明な部分が非常に多い現状では、予測の不確実性が伴うことから、稼働後の状況を把握するためにバッドストライクを対象とした事後調査を実施することとしています。その結果を踏まえ、影響の程度が著しい場合には専門家の助言や指導を得て、状況に応じた環境保全措置を講じます。</p>
4	<p>(4)24 時間稼働し続ける大型風力発電装置の建設に先立つ環境影響評価にあたっては夜間の鳥類生息の調査は欠かせません。今回の調査では IC レコーダを使用して夜行性の現地滞留型鳥類の生息状況を把握することに努めており、この点を私どもは評価いたします。しかしその夜間調査はごく限られた時期に少数回数しか行われておらず、音声情報のみ頼る限界もあります。さらに、渡り鳥（たとえばマガン・ハクチョウ類）の春と秋の渡りの時期にあわせた調査となっております。従って今回の調査を通して渡り鳥の夜間の移動状況が把握できているとは言えません。私どもは夜間の野鳥生息調査が技術的に困難であることは承知しておりますが、今回の調査結果が十分に野鳥生息状況を評価できていないことをご指摘申し上げ、改めて渡り鳥の「夜間の渡り」を明らかにするための調査の実施を要望いたします。</p>	<p>夜間の渡りに関する調査は、春季は 3 月下旬から 4 月中旬まで実施しております。また、秋季については、哺乳類や夜行性鳥類の調査時にも並行して確認に努めましたが、確認には至りませんでした。ただし、衝突確率の予測には不確実性が伴うことから、稼働後の状況を把握するためにバッドストライクを対象とした事後調査を実施することとしています。</p>
5	<p>(5)準備書にはバッドストライクに関する「環境省モデル」と「由井モデル」が紹介され、それらのモデルに基づくバッドストライクの頻度が試算されております。これらのモデルの妥当性についての議論は今回の意見書の枠組から外れますので詳細な記述は避けませんが、これらのモデルが他地域で実際の風力発電設置に伴うバッドストライクの予防につながったり事故結果を有効に予測できたとする客観的実績があれば報告書の中に引用す</p>	<p>鳥類の衝突確率を算出するためのモデルは、近年になってから予測評価に反映されたものであり、この結果に基づいた有効的な保全措置が示された報告書はありません。事業特性を鑑みた影響予測については、多角的な視点から行っていることから、これらのモデルもそのうちの一つであると考えております。</p>

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	べきであると思います。	
6	(6)経済産業大臣の意見書にも示されていることですが、日本野鳥の会もりおかでは北上山地北部のこの地域には多数の風力発電施設が立ち並ぶことによる自然環境への累積的悪影響の発生を懸念しております。近隣の他地域における風力発電施設の設置に伴う野生鳥類生息状況の変化なども十分に考慮に入れ、過去のバードストライクの事例を教訓とする再発防止策を盛り込んだ風力発電施設の設置計画作成を強く要望いたします。	近年になってからバードストライクの報告はあるものの、情報量は少なく、その発生メカニズムについては未解明な部分が多いものと認識しています。そのため、稼働後の状況を把握するためにバードストライクを対象とした事後調査を実施することとしています。その結果を踏まえ、影響の程度が著しい場合には専門家の助言や指導を得て、状況に応じた環境保全措置を講じます。

第2-1表(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解
意見書2. コウモリについて

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>■P590 コウモリ類の種同定について</p> <p>予測以前に、バットディテクターによる種の同定に問題がある。</p> <p>事業者は図鑑などを参考にしてパルスの形状、周波数の値から同定したと思うが、図鑑などにあるソナグラムはあくまで特定地域のデータであり同定には使用してはならない。</p> <p>音声によるコウモリの識別は判別分析に使用するデータベースが必要であり、生息種が未知の地域(つまり各種のデータベースがない地域)ではそもそも種判別(種の同定)が出来ない。また仮に生息種が判明している地域であっても、判別のためには最低でも各種20個体以上のデータが必要となる。</p> <p>国内のデータベースが整備された地域でさえ、ホオヒゲコウモリ属の音声は互いによく似ているため誤同定する可能性が高い。またユビナガコウモリとアブラコウモリ、モリアブラコウモリなどFM-QCFの音声は、やはり誤同定しやすい。これらの種の音声は対象との距離が近ければFM音に変化するので、特に注意が必要となる。</p> <p>ヒナコウモリ、ヤマコウモリはピーク周波数20kHz台で若干の差はあるが、ドップラー効果により周波数が変わる場合もある。また年齢や個体によりピーク周波数に差がある可能性も否定できない。よって、音声による種の同定は確実とは言えない。</p> <p>つまり音声による種の同定は地域ごとのデータベース(ライブラリー)が必要となるがそのライブラリーには、まず各種の相当個体数のサンプルがあることが前提となる。そして、仮にライブラリーがあったとしても音声による判別には必ず誤同定の可能性が付きまとうので、音声により無理に種を同定しないで、いくつかのグループに分類するのが適切である。</p> <p>事業者の音声解析の結果は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ科(20-30kHz; ヤマコウモリ属、ヒナコウモリ属、クビワコウモリ属) ・ヒナコウモリ科(40-50kHz; アブラコウモリ属、ユビナガコウモリ属、テングコウモリ属、ホオヒゲコウモリ属、ウサギコウモリ属) ・キクガシラコウモリ <p>の3つに区分するのが妥当であろう。よってP590、P595、P726~P732の記載内容を修正すること。</p>	<p>参考としているソナグラムは図鑑のみならず、コウモリ類の生息地にて独自に収集したデータも参考にしています。</p> <p>また、コウモリ類の音声については、必ずしも確実に同定ができるとは考えておりません。コウモリ類の音声解析では一般的に用いられている解析ソフトBatSoundにより作成したソナグラムの波形や、その結果について専門家にもご意見を伺った上で確認種として記載しました。なお、確認種リストの注釈にも記載しているとおり、必ずしも種の確定には至っておりません。</p> <p>ご指摘にもあるとおり、バットディテクターによる確実な種の同定はできないものの、現在、最も有効な調査機器・解析手法を行なった結果として示しています。可能性の高い種として、現地調査時の確認状況や生態特性も踏まえた上で影響予測を行うことが事業者としての最大限の努力であると考えております。</p>
8	<p>■P728、P729 ヤマコウモリ・ヒナコウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)について</p> <p>ヤマコウモリについては「改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度では、特</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって</p>

(表は次ページへ続く)

	<p>に8月の調査においては9日間で79回確認され、9月には11日間で56回確認された。一方、樹林地ではほとんど確認されておらず、最も多い時でも6月に7回確認された程度であり、風速7m/s以上になるとほとんど飛翔しないことから(定格風速は機種Aが13.0m/s、機種Bが10.5m/s)影響が小さいと予測するが、コウモリ類の衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。また、ヒナコウモリについては「改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度では、特に8月の調査においては9日間で53回確認され、9月には11日間で33回確認された。一方、樹林地ではほとんど確認されておらず、最も多い時でも7月に5回確認された程度であり、風速7m/s以上になるとほとんど飛翔しないことから(定格風速は機種Aが13.0m/s、機種Bが10.5m/s)影響が小さいと予測するが、コウモリ類の衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。</p> <p>つまり、8～9月の20日間でヒナコウモリ類とヤマコウモリ類が計221個体も確認されているということだが、単純計算すると8～9月の2ヶ月間(61日間で674個体ものコウモリ類がブレードの回転範囲を利用している。「風速7m/s以上になるとほとんど飛翔しないことから(定格風速はAが13m/s、Bが10.5m/s)影響は小さいものと予測する」とあるが、P54に機種A、Bいずれも「カットイン風速は3m/s」とあるので風速7m/s以下で風車は回っており、かつ、コウモリ類は多数飛翔している。「既往知見」によればバットストライクが生じるのはカットイン後の低風速時であることが明らかとなっている。またカットイン後、低速風になってもブレードはそのまま回転を続けるので、定格風速(定格風速はAが13m/s、Bが10.5m/s)以下であってもバットストライクが生じる。よって「影響が小さい」とは言えないので、事業者は日没から日の出までのカットイン風速を7m/sにし、低風速時フェザリングを実施すること。</p>	<p>異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には、その発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとしております。</p>
9	<p>■P728、P729 ヤマコウモリ・ヒナコウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)について「改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度で確認されている。(中略)風速7m/s以上になるとほとんど飛翔しないことから(定格風速は機種Aが13.0m/s、機種Bが10.5m/s)影響が小さいと予測するが、コウモリ類の衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるがなぜ「コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことにより、予測には不確実性が伴う」のか?根拠が説明されていない。では「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「予測が確実」といえるのか?まともに予測ができないのは事業者が予測手法を知らないことが原因ではないのか。バットストライクは10年前前から問題となっており、予測手法についてもすでに文献が多数出ている。自らの不勉強を棚に上げ、「既往知見数の少なさ」の所為にするな。</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>そのため、当事業においても事後調査によりバットストライクの発生状況を確認することとしました。</p>
10	<p>■P721 コウモリ類の保全措置について「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘因される可能性を低減するため、ライトアップは行わない」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。研究によれば昆虫類が誘引されるのはライトアップだけでなくナセルの熱も要因であることがわかっている。</p>	<p>予測においては影響の可能性のあるものを選定しております。</p> <p>既往の知見によると、ご指摘のナセルの熱もさることながら、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されております。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バツ</p>

(表は次ページへ続く)

	<p>「夜間のライトアップを行わない」ことは「風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として、ほとんど効果がない」ことを事業者は認識しているのか？</p>	<p>トストライクの発生は様々な要因によるものと考えておりますので、必ずしも効果がないとは考えておりません。</p>
11	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者の調査結果から「コウモリ類への影響がある」のは確実である。「予測には不確実性が伴う」としても、影響があるならば、なぜ「フェザリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置」の検討を「重要なコウモリ類への著しい影響が生じると判断した際」まで先延ばしにしてよい根拠になるのか？「不確実性を伴うにせよ影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、「実行可能な範囲で影響を回避・低減」するべきはないのか？</p> <p>----- 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。</p> <p>-----</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>
12	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は風車1基あたり年間何個体のコウモリを殺すつもりか？そもそもコウモリを殺すことは法律で禁止されている。コウモリが風車で死ぬ〔原文ママ〕ことを予想しながら「適切な保全措置」をとらないのは、「未必の故意」である。</p> <p>バットストライクを低減する効果が確認されているのはカットイン風速を上げること、低速風時のフェザリングである。「ライトアップ回避」はバットストライクの低減効果が確認されていない。よって事業者が法律を遵守するならば「ライトアップ回避以外」の保全措置、つまり「カットイン速度を上げることと低風速時のフェザリング」を実施するべきだ。</p>	<p>事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>
13	<p>■コウモリ類への保全措置について 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>現時点では、実行可能な範囲での環境保全措置を検討しておりますが、バットストライクに関する予測には不確実性があると認識しています。</p> <p>そのため、風力発電機の稼働時において事後調査を実施し、適宜専門家へのヒアリングを実施したうえで、実態（事後調査結果）に即した形で追加的な環境保全措置を講じる予定です。</p>
14	<p>■コウモリ類の保全措置（ライトアップをしないこと）について 「ライトアップをしないことによりコウモリの死亡率を低減した」という証拠、つまりライトアップ回避の効果を示した文献はない。</p> <p>「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」というのは、科学的な根拠がない、いわば「妄想」である。</p>	<p>予測においては影響の可能性のあるものを選定しております。</p> <p>既往の知見によると、風力発電機のライトアップにより、昆虫類を誘引する可能性があることと示唆されています。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えておりますので、必ずしも効果がないとは考えておりません。</p>

（表は次ページへ続く）

15	<p>■コウモリ類の保全措置(ライトアップをしないこと)について</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。</p>	<p>既往の知見によると、ナセルの熱や、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されており、これらに対応する形で環境保全措置を検討しました。</p>
16	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることがわかっている。「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例はない。</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので稼働制限等の保全措置は実施しない(風車でコウモリを大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、「国内の事例数が少なくても稼働制限等の保全措置自体は実施可能」であり、「国内事例数の少なさ」は「稼働制限等の保全措置実施をしなくてもよい」理由にはならない。</p>	<p>既往の知見によると、ナセルの熱や、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されており、これらに対応する形で環境保全措置を検討しました。</p> <p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。そのため、事後調査を行ったうえで、現場の実態に合わせた形で効果的な対策を検討する計画としました。</p>
17	<p>■コウモリ類への保全措置について</p> <p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)を実施しない(できない)などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることで低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた、連続性の虚偽である。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。</p> <p>以上の理由から事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング(ブレードの回転制御)の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>
18	<p>■事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。既存資料によるとコウモリの死体はふつう4-5日で消失するとあるので、ひとつの風力発電機につき、最低でも月4回以上の死体探索を行うべきだ。月1～2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p> <p>なお、「事後調査は月に2回とし、あとは定期点検のついでにおこなう」と言い出す事業者がいたが、定期点検をする者と事後調査する者とはコウモリ類の死体発見率が全く異なる。よって、事後調査を実施する前に、「コウモリ類の死体の消失率」及び「定期点検者と死体探索調査者それぞれの死体発見率」を示すこと。</p>	<p>事後調査の頻度について、御指摘を踏まえ検討します。</p>
19	<p>■事後調査計画について</p> <p>事後調査で確認したコウモリ類の死体は廃棄せず、普通種も含めてすべて冷凍保存し、「コウモリの専門家」に分析(種の同定を含む)を依頼すること。</p>	<p>コウモリ類については基本的に標本として保管することとしております。外部形態のみでは種の同定が困難な場合には、頭骨の形態も確認します。それでも不明な場合には専門家に依頼する予定です。</p>

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

20	<p>■ コウモリ類の音声ロガー調査について なぜ「3 秒間録音し 40 秒のインターバル」を設定したのか、その理由を説明せよ。インターバル中に出現した音声はカウントされない。つまりコウモリ類の調査結果を過小評価した、ということか。</p>	<p>本調査と同じ機器を用いた参考文献として、コウモリの会が発行している「コウモリ通信」に記載されていた試用報告や論文を参考にした設定となっています。</p>
21	<p>■ コウモリ類の音声ロガー調査について 「ブレードの回転範囲の調査」をしたのは、BD1 の 1 地点のみである。 BD2～BD5 の上段は 20m とあるがバットディテクターの探知距離は短く「ブレードの回転範囲内」の音声は録音できない。P594 の「表 10.1.4-8(2)高度別飛翔状況調査の結果」記載は、まるで BD2～BD5 の 4 地点でも「ブレードの回転範囲内」の調査をしたように見せかけている。これは欺瞞行為ではないのか？</p>	<p>ブレード回転域を対象とした高高度調査は、風況観測塔のような高さのある構造物が無い場合には機器が設置できないため、それを補うために樹木に設置して調査を実施しました。 バットディテクターの探知距離は、設置位置から 30m 程度の範囲と考えていますが、樹木の上段（20m 程度）における確認数は少ない結果でした。一方、樹木の下段に設置したバットディテクターでの確認数は多い結果でした。以上より、主として樹林内を利用して採餌等を行っているものと考えています。 ただし、ご指摘のとおり、樹林の上空の状況については、機器の設置高度の制約もあり十分なデータが得られていない可能性もあることから、事後調査においてバットストライクの状況を確認することとしています。</p>
22	<p>■ コウモリの影響予測について P726～P732「改変区域では確認されておらず、(中略) 影響は小さいものと予測する」とあるが、P584 をみるとバットディテクターによる調査地点が改変区域内にない。「改変区域内で調査していない」から「改変区域で確認されていない」だけではないのか？</p>	<p>夜間については調査員の安全面を考慮し、林道沿いを踏査しています。そのため、御指摘のとおり改変区域内で調査できていない地点もありますが、改変区域と同様もしくは近い環境において調査を実施するよう努めました。</p>
23	<p>■ コウモリの影響予測について p725～p732「ブレードの回転範囲に相当する高度（約 40m 以上）では確認されていないことから、影響は小さいものと予測する」とあるが、樹林地では「高度 20m」の調査をしているだけであり「高度 40m 以上」の調査をしていない。 「樹林地でブレードの回転範囲に相当する高度（約 40m 以上）を調査していない」から「確認されていない」だけではないのか？</p>	<p>ブレード回転域を対象とした高高度調査は、風況観測塔のような高さのある構造物が無い場合には機器が設置できないため、それを補うために樹木に設置して調査を実施しました。 バットディテクターの探知距離は、設置位置から 30m 程度の範囲と考えていますが、樹木の上段（20m 程度）における確認数は少ない結果でした。一方、樹木の下段に設置したバットディテクターでの確認数は多い結果でした。以上より、主として樹林内を利用して採餌等を行っているものと考えています。 ただし、ご指摘のとおり、樹林の上空の状況については、機器の設置高度の制約もあり十分なデータが得られていない可能性もあることから、事後調査においてバットストライクの状況を確認することとしています。</p>

○日刊新聞紙における公告

岩手日報、デーリー東北（平成 29 年 3 月 22 日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき（仮称）稲庭田子風力発電事業
環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役 堀 俊夫
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 （仮称）稲庭田子風力発電事業

種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 十一万五千六百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

青森県三戸郡田子町、
岩手県二戸市及び八幡平市

四、関係地域の範囲

青森県三戸郡田子町、
岩手県二戸市及び八幡平市
田子町役場、二戸市浄法寺総合支所、
八幡平市役所（本庁舎、安代総合支所、
田山支所）、県北広域振興局二戸合同
庁舎（二戸地域振興センター）

五、縦覧の場所・時間

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://greenpower.co.jp>
期間 平成二十九年三月二十二日（水）から
平成二十九年四月二十一日（金）まで

電子縦覧
期間

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの
方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入
のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投入
くださるか、平成二十九年五月八日（月）までに左記の問い
合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

■四月四日（火）上郷公民館（青森県三戸郡田子町大字山口
字道前八）十八時三十分から一時間三十分程度

■四月五日（水）浄法寺文化交流センター（岩手県二戸市浄法寺
下前田三十一）十八時三十分から一時間三十分程度

■四月十一日（火）荒屋コミュニティセンター（岩手県八幡平市
吠田七十七）十八時三十分から一時間三十分程度

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒一〇七-〇〇五一 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ三階
電話 〇三（四五-一〇）二一三三一（担当）堀

○地方広報誌における公告

田子町（広報たっこ 平成 29 年 3 月号）

INFORMATION

■ 忘れないで、愛車も住所変更

自動車をお持ちの方は、引越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。自動車税の納税通知書は、原則として運輸支局に登録されている住所(車検証に記載されている住所)にお送りしています。

3月中に運輸支局で手続きができない場合は、電話またはFAXで三八地域県民局県税部にご連絡ください。また、青森県ホームページ「県税・市町村税インフォメーション (<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)」でも受付しています。

☎三八地域県民局県税部納税管理課

☎0178-27-5111 内線205～207、356

FAX 0178-27-3817



■ 「(仮称)稲庭田子風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会の開催について

田子町、岩手県二戸市及び八幡平市において、株式会社グリーンパワーインベストメントが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下の通り縦覧します。

また、事業及び準備書の内容についての説明会を以下の通り開催いたします。

▼縦覧書類

(仮称)稲庭田子風力発電事業 環境影響評価準備書

▼縦覧場所 田子町役場

▼縦覧期間 3月22日(水)～4月21日(金)

※ 電子縦覧ホームページ

(<http://www.greenpower.co.jp/>)

▼意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函いただくか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。

※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。

締切日 5月8日(月)

※ 郵送の場合は、当日消印有効

●環境影響評価準備書に関する説明会

▼日時 4月4日(火)午後6時30分～※1時間半程度

▼場所 上郷公民館

☎〒107-0052東京都港区赤坂一丁目11番44号

赤坂インターシティ3階

株式会社グリーンパワーインベストメント

担当：堀 ☎03-4510-2133

■ 平成28年分確定申告の納期限・振替日

税の種類	納期限	振替日 (振替納税の場合)
申告所得税および復興特別所得税	3月15日(水)	4月20日(木)
消費税および地方消費税(個人事業者)	3月31日(金)	4月25日(火)
贈与税	3月15日(水)	

◎納税は期限内に！

期限を過ぎて納付した場合、口座振替できなかった場合は、納期限の翌日から延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

▼納付方法

納付書に申告した納税額を記載の上、金融機関等の窓口で納付してください。

なお、申告所得税および復興特別所得税と消費税および地方消費税の納付には、金融機関の取引口座から自動引き落としで納税ができる「振替納税」が便利です。

振替納税を利用する場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出してください。一度提出すると継続して利用できます。

納付書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書は、税務署窓口および申告書作成会場に備え付けております。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

※贈与税の納税には、振替納税はご利用いただけませんのでご注意ください。

◎申告書は郵送で提出できます！

申告書作成会場は、大変混雑し長時間お待ちいただく場合があります。確定申告書を自宅で作成し、郵送等での提出にご協力ください。

◎マイナンバーの記載

平成28年分の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類の提示または写しの添付)が必要です。

☎八戸税務署 ☎0178-43-0141

●広報たっこでは、皆様からの情報提供をお待ちしています。紙面に掲載可能な行事などありましたら、下記までご連絡ください。

役場政策推進課 ☎20-7127

八幡平市 (広報はちまんたい 平成 29 年 3 月 9 日号)

(1) 縦覧のお知らせ

稲庭田子風力発電事業の住民説明会を開催します

(株)グリーンパワーインベストメント(東京)では、同社が計画している稲庭田子風力発電事業の環境影響評価の結果を取りまとめた「環境影響評価準備書」を縦覧し、環境保全についての意見を募集します。

また、事業および準備書の内容についての説明会を開催します。

■縦覧期間 3月22日(水)から4月21日(金)まで

■縦覧場所 市役所企画財政課、安代総合支所および田山支所 ※電子縦覧(<http://www.greenpower.co.jp/>)も可能です。

■意見書の受付期限 5月8日(月) ※意見書および投函箱は、縦覧場所に設置しています。また、同社への郵送(〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11-44赤坂インターシティ3階)も受け付けします。

■説明会の日時および場所 4月11日(火)午後6時半から8時まで/ 荒屋コミュニティセンター

■問い合わせ先 同社・堀(☎03-4510-2133)

オリンピックフラッグ各地を巡り八幡平市へ

市は、東京2020オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグを市役所多目的ホール棟に展示します。

■日時 3月13日(月)から19日(日)までの午前9時から午後5時まで

■問い合わせ先 市役所スポーツ推進課(☎・内線1141)

認知症の相談支援を行う地域支援推進員を募集

市は、認知症に関わる相談支援などを行う認知症地域支援推進員(非常勤職員)1人を募集します。

■応募資格 医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などで、普通自動車免許を有している人

■雇用期間 4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで

■報酬 月額 143,700円 ※通勤手当の支給あり

■応募方法 市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所に備え付けの応募書類に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

■申込期限 3月24日(金)

■問い合わせ先 市役所健康福祉課包括支援センター係(☎・内線1092)

安代診療所の土曜日診療がなくなります

安代診療所では、4月から土曜日の診療がなくなります。

■問い合わせ先 同診療所医科(☎72-3115)

おわびと訂正

広報はちまんたい2月9日号(No.260)の9ページ「学童保育クラブ」の記事で⑥平笠学童保育クラブの問い合わせ先を「NPO法人七時雨いきいきネットワーク(☎77-2750)」と記述しましたが、正しくは「NPO法人あそぼっこ(☎68-7677)」でした。おわびして訂正します。

INFORMATION

お知らせ

詳しくは各担当、各機関に問い合わせを
八幡平市役所 ☎74-2111
西根総合支所 ☎76-2111
安代総合支所 ☎72-2111
ホームページはこちら
<http://www.city.hachimanta.lg.jp/>

放射線などの測定結果について

西根・安代地区学校給食センターでは、調理した給食の放射性物質を測定しています。

【西根】2月8日、22日【安代】2月2日、17日測定で、放射性物質は検出されませんでした。内容は、市ホームページで公開しています。

■問い合わせ先 西根地区学校給食センター(☎70-1117)

【広告】 この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをすることはありません。

急募! 講師募集中

一緒に作人館ではたらきませんか?
未経験者歓迎

【資格】 年齢不問(高校生不可)
※学生の方、社会人の方OK
※教員経験者の方便致します。

【勤務地】 八幡平教室

【勤務】 月~金 16:20~21:10
土 13:00~21:10
※1コマ90分(週1コマからOK)

【休日】 日曜、祝日、他指定日
詳細については八幡平教室までお問い合わせください。
応募の際は、八幡平教室まで電話連絡の上、履歴書(写真貼付)をご郵送ください。

通学助 作人館 八幡平教室
八幡平市大更25-68-2 間福ビル1F-B
☎0195-68-7103
(担当 齋藤)

○インターネットによる「お知らせ」
岩手県のホームページ

(1) 環境影響評価図書の縦覧のお知らせ



(2) 準備書の縦覧等について



青森県のホームページ

(1) 環境・エコ（環境影響評価案件（手続継続中のもの）のお知らせ）

新着情報 | Google カスタム検索 | < 暮らし | > しごと | 県外の方

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > 環境影響評価案件（手続継続中のもの）

環境影響評価案件（手続継続中のもの）

夏泊ゴルフリンクス増設事業
(根拠法令：条例（要綱）)

方法書 (計画概要書)	準備書	評価書	備考
公告・縦覧 - 住民意見 - 知事意見 -	公告・縦覧 H10.10.30～H10.12.8 住民意見 H10.12.20 公聴会 - 知事意見 H14.1.8	提出 - 知事意見 - 公告・縦覧 -	経過措置により 準備書から手続を開始 (11.3.9～13.10.4 手続一時中断)

(仮称)三沢市民ファミリースポーツ広場整備事業
(根拠法令：条例)

方法書	準備書	評価書	備考
公告・縦覧 H17.6.4～9.5 住民意見 H17.9.26 知事意見 H17.11.30	(手続中断中)		

第一環境(株)産業廃棄物最終処分場設置
(根拠法令：条例)

(仮称)ノソウケ沖風力発電事業
(根拠法令：法)

記述書	方法書	準備書	評価書	備考
公告 H27.8.24 縦覧 H27.8.24～9.24 知事意見 H27.11.18				

(仮称)稲庭田子風力発電事業
(根拠法令：法)

記述書	方法書	準備書	評価書	備考
公告 H27.9.1 縦覧 H27.9.1～10.2 知事意見 H27.11.27	公告 H28.4.1 縦覧 H28.4.1～5.2 住民意見 H28.5.31 知事意見 H28.8.29	公告 H29.3.22 縦覧 H29.3.22～4.21		

(仮称)稲庭風力発電事業
(根拠法令：法)

記述書	方法書	準備書	評価書	備考
公告 H27.11.8 縦覧 H27.11.9～12.8 知事意見 H28.2.16	公告 H28.9.30 縦覧 H28.9.30～10.31 住民意見 H28.12.2 知事意見 H29.3.2			

(2) 準備書の縦覧等について

新着情報

📍 [くらし](#)
📍 [しごと](#)
📍 [県外の方](#)

[ホーム](#) > [生活・環境](#) > [環境・エコ](#) > (仮称) 稲庭田子風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

🔄 画面表示等の変更

(仮称) 稲庭田子風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

更新日付: 2017年3月23日 環境保全課

事業名	(仮称) 稲庭田子風力発電事業
事業者	株式会社グリーンパワーインベストメント
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力: 最大115,600kW
事業実施想定区域	青森県二戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市
関係地域	青森県二戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市
配慮書	公告: 平成27年9月1日 概説: 平成27年9月1日～平成27年10月2日 審査会意見: 平成27年11月9日 (内容はこちらです) 知事意見: 平成27年11月27日 (内容はこちらです)
方法書	公告: 平成28年4月1日 概説: 平成28年4月1日～5月2日 説明会の開催: 平成28年4月12日、13日、20日、21日 住民等意見の概要: 平成28年5月31日 (内容はこちらです) 審査会意見: 平成28年8月10日 (内容はこちらです) 知事意見: 平成28年8月29日 (内容はこちらです)
準備書	内容については「 事業者ウェブサイト 」を御覧ください。 公告: 平成29年3月22日 概説: 平成29年3月22日～4月21日 説明会の開催: 平成29年4月4日 18時30分～ 上郷公民館 平成29年4月5日 18時30分～ 浄法寺文化交流センター 平成29年4月11日 18時30分～ 荒瀬コミュニティセンター 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
評価書	公告・概説:
事後調査等報告書	提出: 公告・概説:

関連タグ

- ・ [くらし](#)
- ・ [環境・エコ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
 電話: 017-734-9242 FAX: 017-734-8081

🗨️ [お問い合わせ](#)
🖨️ [このページを印刷する](#)

この記事シェアする

📘
🐦
🔴
📧

フォローする

📘
🐦

このページの満足度

みなさんの声を聞かせてください

🔴 このページの内容に満足しましたか?

はい どちらでもない いいえ

🔴 このページの情報は見つけやすかったですか?

はい どちらでもない いいえ

[送信前に確認](#)

🗨️ [よくある質問](#)

🗨️ [名称お問い合わせ](#)

🗨️ [あなたの声を県政へ](#)

🗨️ [総合窓口](#)

青森県庁

郵便番号: 030-8570
 住所: 青森県青森市長倉一丁目1-1
 電話: 017-722-1111(次代票)
 開庁時間: 8時30分から17時15分

📍

地図

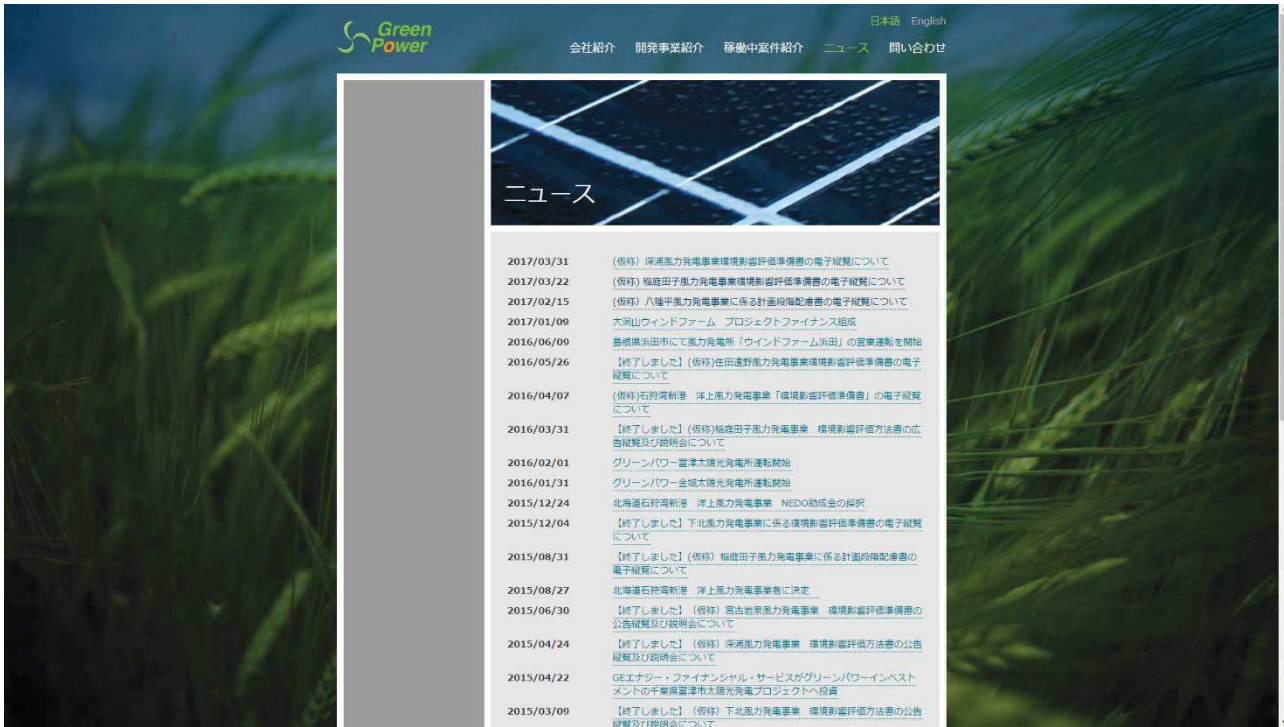
i

情報

- ・ このサイトについて
- ・ サイトマップ
- ・ 個人情報取扱いについて
- ・ 著作権・リンク等
- ・ アクセシビリティ

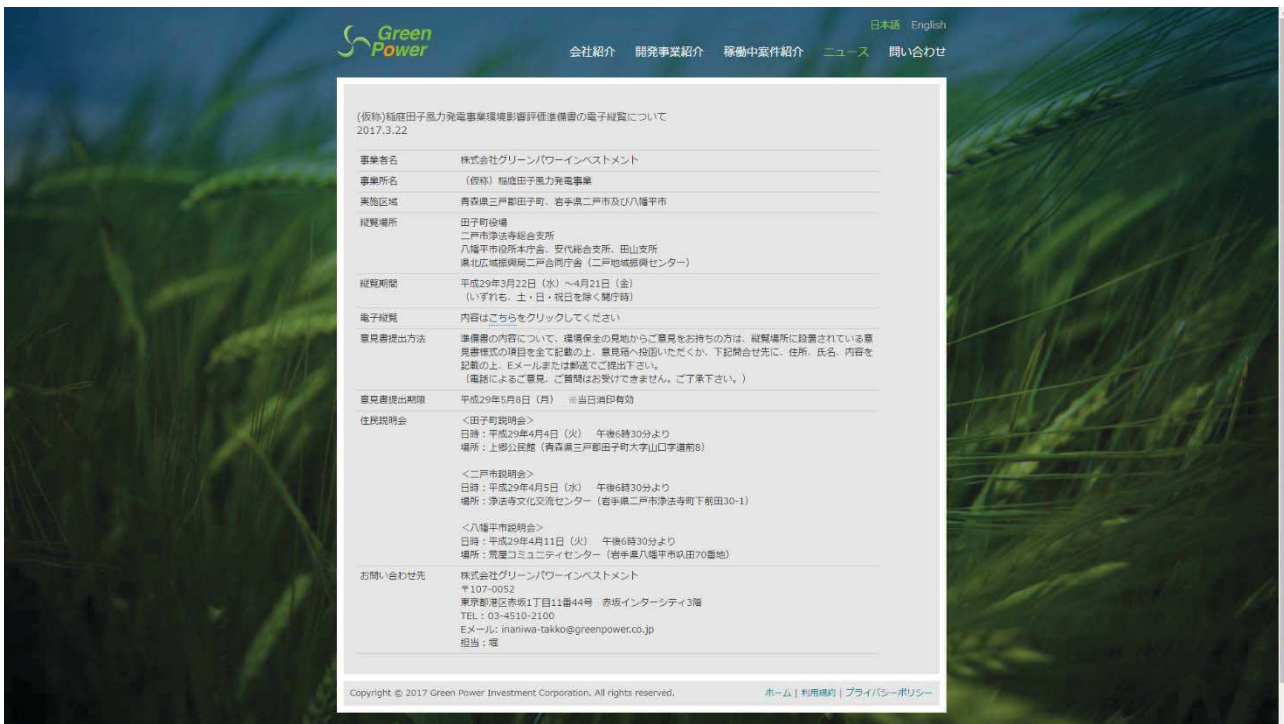
当社のホームページ

(1) ニュースページ



※平成 29 年 3 月 22 日より掲載

(2) 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会開催に関するお知らせ



(3) 環境影響評価準備書の電子縦覧ページ

日本語 English

会社紹介 開発事業紹介 稼働中案件紹介 ニュース お問い合わせ

(仮称)稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書の電子縦覧について

当社は、平成29年3月21日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称)稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見及び事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣助言

第10章 環境影響評価の結果(1)、環境影響評価の結果(2)、環境影響評価の結果(3)、環境影響評価の結果(4)

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

準備書の要約書

意見書

[\(仮称\)稲庭田子風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について<意見書様式>](#)

※ 閲覧にはInternet Explorerでの閲覧を推奨いたします※

準備書及び要約書は、平成29年3月22日(水)～4月21日(金)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 28 情報 第 1106 号)

本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

Copyright © 2017 Green Power Investment Corporation. All rights reserved. [ホーム](#) | [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

(仮称) 稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書
に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《準備書》 p2. 2-3 (p6)

第 2. 2-1 図で対象事業実施区域（発電機設置区域）の北部と南部の間に、広大な対象事業実施区域（風力発電機設置対象外）を設けているが、このエリアで具体的な改変等が計画されているのであれば、その内容を教えていただきたい。（齊藤 貢委員）

【回答】

既存道路沿いに送電線の埋設工事を実施する計画ですが、送電線の経路が確定していないため広範囲に設定しました。

【2】

《準備書》 p2. 2-11～17 (p14～20)

風力発電機の配置計画場所である 7 番と 8 番の間に道路を新設する予定になっています。それに対して p. 285 の知事意見の 2 番や p. 289 の経産省勧告の 2 番の意見が出されていると理解しております。

これらの意見に対する事業者の見解（影響を回避できるのか）を審査会において分かりやすく説明していただきたい。（伊藤 歩委員）

【回答】

方法書段階及び準備書段階での道路計画を別添資料 Q2 に示します。方法書時点においては改変区域が具体化されていない中、対象事業実施区域に岩手県自然環境保全指針に基づく保全区分 A が含まれること、道路等の改変が予想されること等を踏まえて知事意見及び勧告を頂戴しました。

7 号機及び 8 号機間に道路を設置する計画であるため、御指摘のように影響を完全に回避する（改変量をゼロにする）ことは出来なかったため可能な限り改変面積を低減しました。また、ガードレール等の人工構造物を設置しないこと等により、動物の生息環境の分断等の生息環境の保全に配慮した計画になるよう設計しました。

【3】

《準備書》 p2. 2-41 (p44)

工事によって生じた風車ヤード、道路法面等の裸地は緑化するとしているが、風車回転範囲内を緑化すると、ノネズミ、モグラ等が繁殖し、それを狙う猛禽類が寄ってきてバードストライクを引き起こす。

従って、風車回転範囲内の裸地については木材チップか砂利を敷いていただきたい。（由井 正敏委員）

【回答】

許認可上の緑化要件とも整合を取る必要があると考えておりますが、極力、木材チップか砂利敷きとする方向で検討いたします。

【4】

《準備書》 p2. 2-45, p3. 2-60 (p48, p205)

「対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）」の土地利用計画が示されている図は、第2.2-8 図の他にはない（追加の情報が記載されている図はない）ようであるが、この区域では、土地の変更は既設道路の拡幅等の工事のみと考えてよいのか、他の工事も今後行う可能性があるのかお教えいただきたい。

もし、今後、他の工事を行う可能性がある場合、この区域には砂防指定地（第 3.2-15 図）がかなり広範囲にあることについて、どのようにお考えかお教えいただきたい。

（佐藤 久美子委員）

【回答】

風力発電機の設置対象外のエリアについては、既存道路沿いに送電線の埋設するもしくは風力発電機の輸送時の拡幅工事のみを想定しています。これ以外の工事を行う予定は特にありません。

また、御指摘のとおり砂防指定地に指定されるエリア（沢筋）があることに鑑み、土砂流出等の防災の観点については十分配慮し、適宜関係機関（県の関係部署等）との協議も実施しながら最終的な計画を決定する予定です。

【5】

《準備書》 p2. 2-50 (p53)

今後、新たに土捨て場（=変更する土地）は発生しないと考えてよいのか。

現在は、変更面積に含まれていないと考えられるが、今後、変更面積が増えることはないと考えてよいのかお教えいただきたい。（佐藤 久美子委員）

【回答】

御質問のとおり、土捨て場の設置予定はありません。

ただし、今後の詳細な測量調査結果を踏まえてヤードの法面勾配等の微修正を行う可能性があるため、結果として増減することは想定されます。

【6】

《準備書》 p2. 2-65, 3. 2-18 (p68, p163)

方法書段階の計画にあった風車の位置に比べ、準備書の計画では、むしろ住宅との距離が縮まり 0.8 km しか間がなくなった風車の設置場所がある（No. 29）。この理由を教えてください。（佐藤 久美子委員）

【回答】

準備書段階の風車位置については、造成計画の詳細化と風車仕様及び風況（風向）を考慮した風車間の離隔の検討を経て、現在の計画と致しました。

【7】

《準備書》 p2. 2-68, p10. 1. 4-7, p10. 1. 4-11, p10. 1. 4-88 (p71, p585, p589, p666)

P71、p589 には緑の回廊について「動物の痕跡がなく機能していない」と記載されているが、P585 のフィールドサイン調査は、ツキノワグマがタケノコを取る適期である6月には実施されていない。

このため P666 のツキノワグマ記録図には、ササに覆われた緑の回廊部分での記録がないと考えられるが、「動物の痕跡がなく機能していない」と言いきれぬのか見解を伺いたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

ツキノワグマについては、目撃やクマ棚などが良く見られる場所では必ず爪跡も認められますが、この地域では古い爪跡が数ヶ所確認されたのみであり、現場の状況を総合的に検討し、近年はほとんど利用されていないものと判断しました。

緑の回廊の機能について、特に大型の哺乳類については、移動経路の機能が大きく低下し、分断された状態であるものと考えております。

【8】

《準備書》 p2. 2-68~69, p3. 1-64 (p71~72, p136)

「緑の回廊」は、地上を歩行する大型哺乳類の移動経路を確保することのみを目的として設けられているものではなく、樹上性・地中性の動物、植物なども含め、広く野生生物の多様性保全を目的として、その生息地・生育地の拡大と遺伝的相互交流を促すものである。

「林床がササで覆われ大型哺乳類の移動経路として機能していないから伐採してよい」という論理は、短絡的であろう。

また、既設道路で小動物の横断が確認されたとのことであるが、新たな道路建設の環境影響について論じるには、比較対象や量的評価が必要と考える。

本計画で分断することになる緑の回廊部分は、ブナ天然林であり、岩手県の保全区分で保全区域B（最大限保全すべき植生）とされている。

本準備書では、これを直線的に3kmにわたって伐採することによる生態系への影響が、適切に評価されているとは言えない。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

ご指摘の頁では、配慮書時の経済産業大臣意見（緑の回廊については現地調査を踏まえて対象事業実施区域から原則として除外）に対し、現地調査結果、事業計画及び環境保全措置を踏まえて対象事業区域の設定根拠を示しており、伐採の正当化を意図した記載ではありません。なお、現地調査においては、ブナが散見して生育しており保全区分Bとされるものの、既存の林道も存在する事が確認できました。また、森林伐採が行われており、必ずしも自然林が主として残っている範囲とは見受けられませんでした。

【9】

《準備書》 p3. 2-51, 3. 2-59 (p196, p204)

計画では No. 15 の風車の設置場所は、馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域の国有林の、完全に中に入ったところにある（他の風車設置場所は、際にある程度である）。

また、同じく No. 15 の風車の設置場所は、他の風車設置場所と違い水源かん養保安林と土流・土崩保安林との境か土流・土崩保安林の中にあるように見える。さらに、隣接する No. 16 の風車との距離が、他と比べて非常に長くなっている。

なぜ、このような場所に設置する計画となっているのか、また、この場所に風車を設置することを回避できないのか、回答いただきたい。（佐藤 久美子委員）

【回答】

No15 の位置を No16 により近くする場合、主風向（西）に標高の高い山が存在することとなり、その山が風を遮ることから、十分な風を受けることが難しくなってしまいます。その山を避けるために、現在の No15 の位置の計画となっているものです。馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域については、青森県のご意見も踏まえて検討いたします。また、保安林の規制については、森林管理局・管理署等のご意見も踏まえて設置位置の変更の要・不要を確認のうえ、検討いたします。

【10】

《準備書》 p3. 2-58 (p203)

当該事業実施区域は、岩手県景観計画区域で、一般地域の自然景観地区又は農山漁村景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努めることが必要です。また、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。（都市計画課）

【回答】

環境保全措置を検討し、準備書 p10. 1. 7-42 (1002) に評価の結果を記載しました。彩度を抑えた塗装の採用、造成地は可能な限り緑化し修景を図る等の環境保全措置により、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努めております。

また、御指摘の景観法第 16 条第 1 項に基づく書類（景観計画区域内における行為（変更）届出書）については、準備書の審査結果を踏まえた最終的な計画を基に、届出を行います。

【11】

《準備書》 p8. 2-36, p10. 1. 4-92, p10. 1. 4-150～151 (p335, p670, p728～729)

コウモリ類の中でもバットストライクの高リスクと考えられる高空飛翔性コウモリ類について、従来の調査よりも踏み込んだ調査を行っている点は評価いたします。

しかし、そのデータを用いた影響予測に関しては、リスクが過小評価されているのではないかと感じました。

「風速 7m/s 以上になると高空ではほとんど飛翔しないことから（定格風速は機種Aが 13.0m/s, 機種Bが 10.5m/s）、影響は小さいものと予測する」（P728～729）と記されていますが、定格風速は、影響予測にはあまり関係ないのではないのでしょうか。

タービンのカットイン速度は 3.0m/s と設定されていますので（P54）、風速 3.0 から 7.0m/sの間ではバットストライクの現実的なリスクが存在すると思います。

予測に不確実性が伴うことは理解しますが、影響が小さいと予測するのは不適切だと考えます。

また、P670 の図は、風速とコウモリの出現との関係が分かりにくいと思います。シンプルでわかりやすい図を提示していただくようお願いいたします。

（島田 卓哉委員）

【回答】

ご指摘のとおり、定格風速についての記載については直接的に関係するものではありません。定格風速未満の回転数で既にコウモリ類の飛翔が確認されていないことを意図したものであり、評価書においては記載を再検討致します。

本調査においては、パラメータを設定して定量的な調査を行っており、その結果から判断し、影響が小さいものと予測しました。

現状、コウモリ類の衝突に関しては科学的な知見がほとんどなく、そのメカニズムも解明されておられません。今後の課題としてデータの蓄積が必要であると考えており、本事業では事後調査を実施する計画です。

また、別添資料 11 に風速とコウモリ類の出現数との関係図を示します。

【12】

《準備書》 p8. 2-40, p10. 1. 4-23～24, p10. 1. 4-39 (p339, p601～602, p617)

渡り鳥の空間飛翔調査（100m×500m 帯状区）においては、各定点の日別観察時間帯あるいは観察時間数によって基準化し、1日当たり、渡り期間当たり全飛翔数を求めているかお教えいただきたい。

また、評価書においては、定点別の月日と観察時間の記載をお願いしたい。

（由井 正敏委員）

【回答】

各地点の日別観察時間は日の出から日の入りとしております。季節によって日の出と日の入りが異なりますが、同じ季節内であれば各地点とも同じ時間帯で調査を行っております。

また、1日の渡り期間の渡り個体を全数カウントしております。

【13】

《準備書》 p10. 1. 1-93, p10. 1. 1-103～104, p10. 1. 1-110～111, p10. 1. 1-128 (p468, p478～479, p485～p486, p503)

それぞれの図の凡例に「(仮称) 稲庭風力発電事業」とあるが、ポイントが図中に存在しない。凡例から削除するか、図中にポイントを追加していただきたい。(齊藤 貢委員)

【回答】

図の不備について大変失礼しました。ご指摘の箇所について、別添資料 Q13-1 凡例の修正(騒音)及び別添資料 Q13-2 凡例の修正(低周波音)のとおり修正いたしました。

なお、御指摘の箇所のうち p10. 1. 1-110(485)～111(486)については累積的な影響の結果を示す図のため、他事業を表す凡例を残しています。

【修正の方針】

- ・累積的な影響を予測する部分について → 「弊社の計画+他事業者の計画」を明示
- ・上記以外 → 「弊社の計画のみ」を明示

【14】

《準備書》 p10. 1. 4-15～17 (p593～595)

コウモリ調査について p593 にはバッドディテクターの録音設定が記載されているが、p594～595 の出現記録結果は、他地域の調査結果と比較できる単位時間当たりの数値に換算できるかお教えいただきたい。

また、そうであれば、評価書において他地域との比較結果を示して考察していただきたい。(由井 正敏委員)

【回答】

単位時間当たりの数値にすることは可能ですが、他地域で実施している録音設定が同じパラメータであるかどうか不明であり、双方の比較検討までは難しいと考えています。

【15】

《準備書》 p10. 1. 4-151 (p729)

ヒナコウモリの飛翔について風速 7m/sec 以上では殆ど飛ばないとしているが、近傍の別計画地では風速 11m/sec でも 9月上旬に最も多い個体が渡ったとされているので、注意が必要である。(由井 正敏委員)

【回答】

ご指摘の内容を踏まえ、9月上旬の事後調査の際には注意いたします。

【16】

《準備書》 p10.1.5-20, p10.1.5-52 (p853, p885)

綿密な現地調査により、長さ約 2km×幅 200m の範囲における胸高直径 80cm 以上のブナの位置が記録され、森林の状況が詳細に把握されていることは、非常に高く評価できる。

本調査によって、この尾根には胸高直径 80cm 以上のブナが 98 本あり、うち 120cm 以上の個体は 4 本、そのうち 1 本は 140cm を超えていることが判明した。

胸高直径が 120cm 以上の個体は北東北地方のブナでは最大クラスであり、白神山地世界遺産核心地域の最も成熟した尾根上林分でも 1 ha に 1 本程度しか見られず、さらに 140cm 超の個体はかなり稀である。

この胸高直径階分布から、この場所には尾根部にのみ成立しうる最も成熟した老齢林の名残があると推測できる。小面積とは言え、このような自然林を伐採することの環境影響はかなり大きいと考える。

対象事業実施区域全体でのチシマザサブナ群団の改変率が 3.4%であることをもって「植生への影響は小さい」としているが、北半部について見るとチシマザサブナ群団の消失率はかなりの割合になると思われる。

また、ここで評価すべきは植生への影響だけではない。大径木の伐採を極力避けているとは言え、上記のような成熟したブナ自然林を尾根に沿って連続的に伐採し、さらに風力発電機を建設すれば、林内の温湿度環境や風況、生物相が大きく変化し、この林分の生物多様性と生態系機能に著しい影響を与えることは明らかであるが、本準備書ではこの点が全く考慮されていない。

さらに言えば、わずか 4 機の風力発電機のために、青森県が「ふるさとの森と川と海保全地域」に指定しているブナ天然林を長さ数 km にわたって伐採することは、社会通念上も問題があると言わざるを得ない。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

ご指摘の地域においては、植物の専門家に現地に同行してもらい、ご意見を頂いております。準備書 p2.2-67 (70) のとおり、「母樹となる大径木については保全が必要」とされており、御指摘を踏まえて可能な限り伐採を避ける計画としております。

また、生態系については上位性種や典型性種の観点から解析を行い、影響予測を行った結果、当該地域の生態系機能に大きな変化はないものと予測しております。これらの結果から、環境保全の基準等との整合が図られていると判断しました。

青森県の「ふるさとの森と川と海保全地域」に関しましては、青森県からのご意見も踏まえて検討します。

【17】

《準備書》 p10.3-3 (p1061)

バットストライク・バードストライクの事後調査に関しては、死骸消失調査を実施し、死骸の消失速度に基づいて、調査頻度を決定した方がよいと考えます。

調査頻度が高いほど、コウモリ死骸も多く発見されるというデータも公表されていますので、バットストライクのリスクが高いと考えられる時期には、少なくとも1週間に1回程度の調査は必要だと考えます。

また、事後調査結果の公表方針について記されていませんが、どのようにお考えでしょうか。普通種であってもすべての死骸確認（または確認なしという結果）をHPなどで公表した方がよいと考えます。

事後調査の結果によっては、リスクの高い時期の運転を停止する等、踏み込んだ対応を取っていただきたい。（島田 卓哉委員）

【回答】

調査頻度につきましては、ご意見も踏まえ、今後検討していきます。

事後調査においては普通種についても位置情報を含めて記録しますが、結果の公表方法については公表時に経産省、岩手県の担当課との協議を踏まえて検討致します。

事後調査結果を踏まえた追加的な環境保全措置については、適宜専門家等へのヒアリングも実施したうえで検討していきます。

【非公開部分】

【非公開部分】

(仮称) 稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書に対する
委員からの事前質問・意見(追加分)及び事業者回答

【追加1】

《準備書》 p10.1.1-105～p10.1.1-106 (p480～p481)

表 10.1.1.3-16 について、平成 29 年 5 月に出された環境省による指針内の基準でみると、No2 の水亦地区は、秋季において限度を超えている。

指針が、本準備書の後に出されたものとはいえ、少なくとも評価書ではこのことについて触れ、どのような環境保全措置を講じるのか、事業者の見解を示していただきたい。

指針の出された時期の関係で、本事業がそのようなことをする手続き上の必要がないとしても、この指針に関しては、少なくとも事業者が自主的にフォローするべきと考える。

また、水亦地区の秋季の残留騒音が低いためではあるものの、風力発電機の音の寄与が 41dB あり、本事業の風力発電機の設置のみの影響として当該の基準を超えていることになる。

騒音の観点では、29 番の風力発電機を、現在よりも水亦地区から離して設置することで、予測結果として、この地区での風力発電機による音のレベルの減少は見られると思う。

騒音以外の影響も考慮したうえで、風力発電設備の配置の見直しについて検討をいただきたい。
(高根 昭一委員)

【回答】

評価書においては、確定した機種種の諸元を基にした予測及び評価を行い、平成 29 年 5 月に出された環境省による指針を踏まえた評価を追記します。

追加の環境保全措置としては、可能な限り騒音レベルの低い風車の採用、さらなる離隔の確保の検討を想定しています。ただし、検討の結果、離隔の確保が出来ずに準備書の予測よりも影響が低減できない場合には、事後調査等を踏まえて対応を検討します。

事後調査においては、稼働後において騒音及び超低周波音の測定を行い、実環境における風力発電機の影響の程度を把握します。

また、近隣の住民から風力発電機からの音に対する苦情を頂いた場合、事後調査結果や苦情の内容を踏まえて適宜専門家へヒアリングを行い、特定の風力発電機について低騒音モード（発生する騒音を数デシベル低減することが可能）を採用する等、状況に応じた追加的な環境保全措置を講じます。

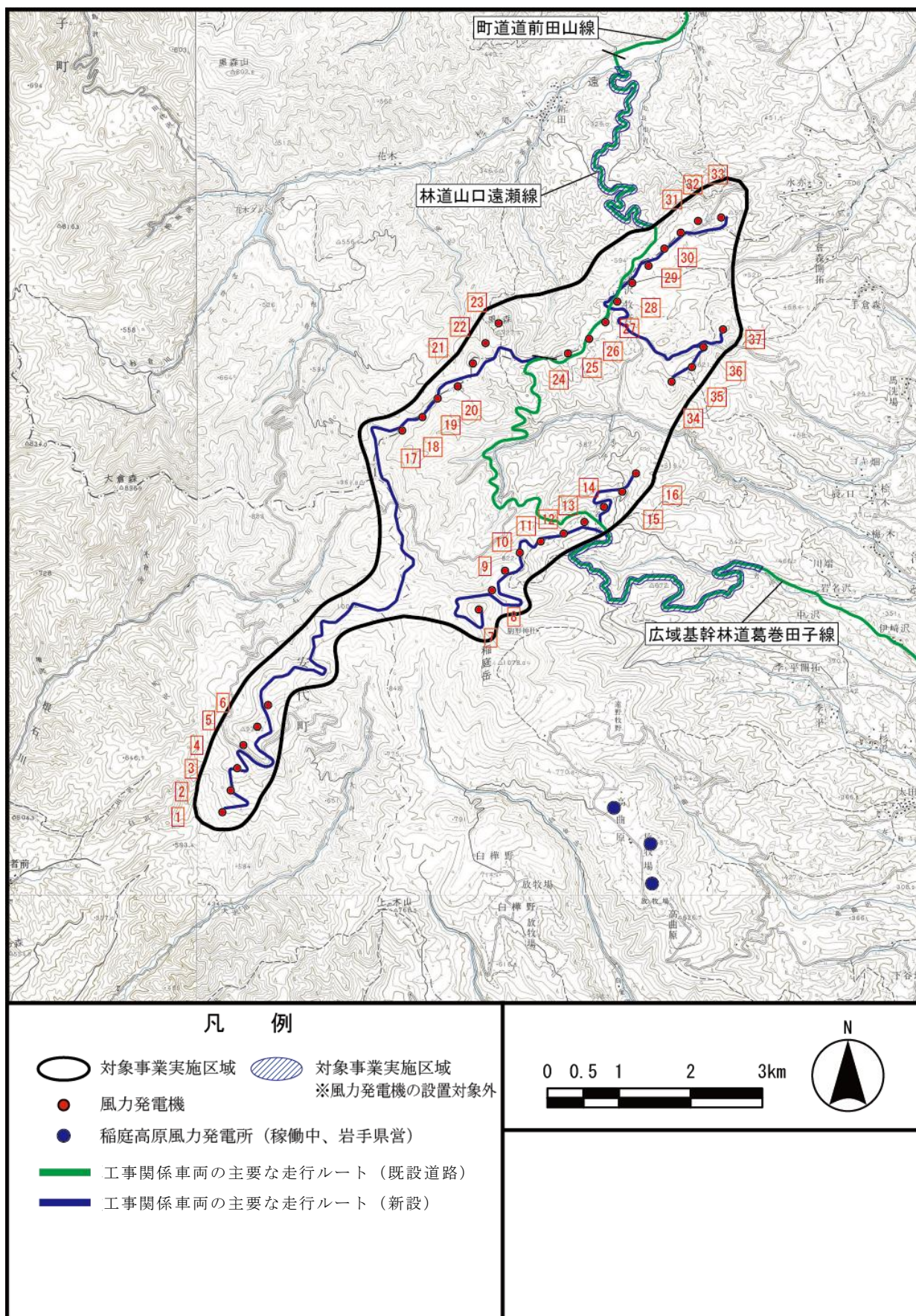


図 1 工事用資材等の主要な走行ルート (方法書段階)

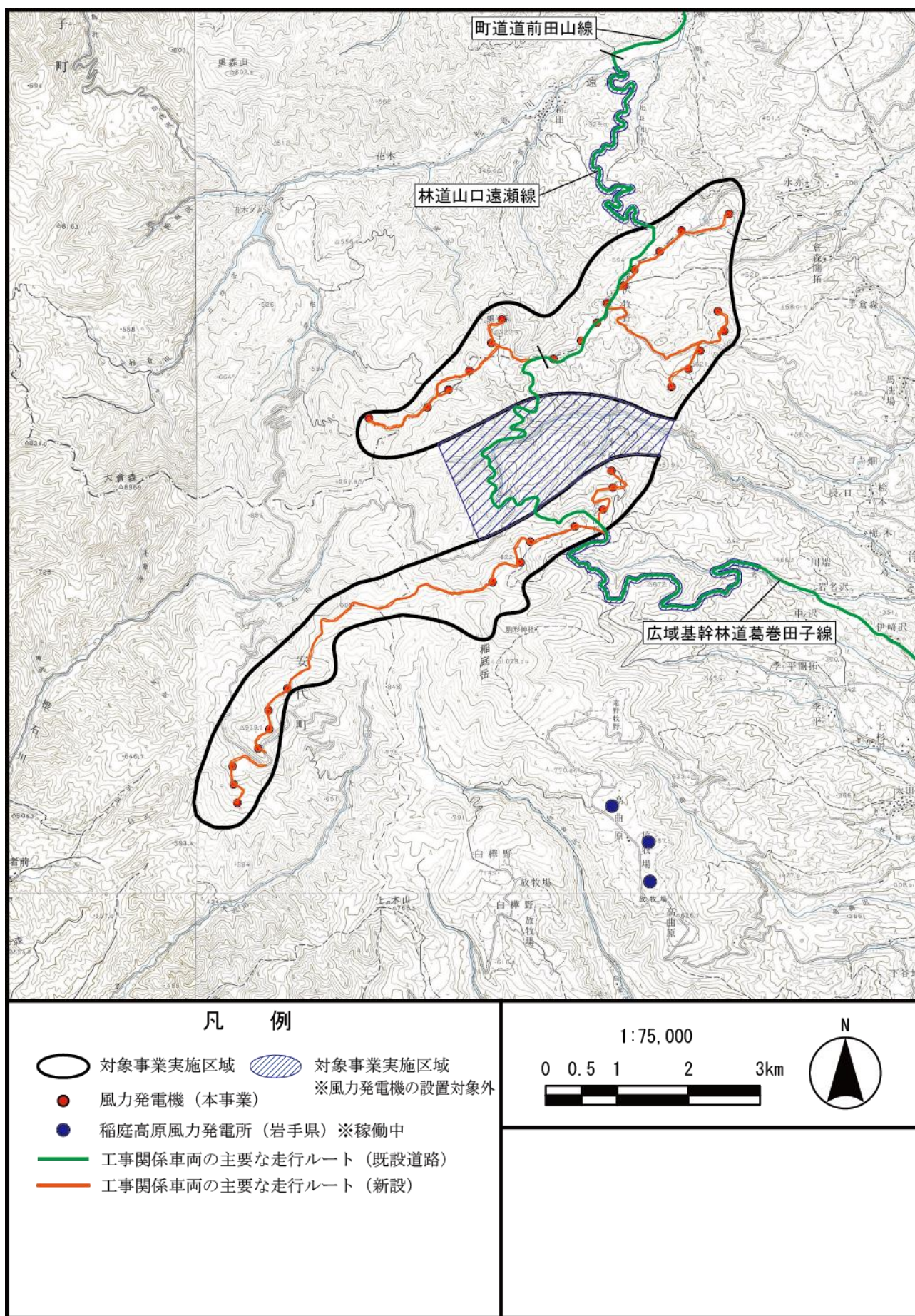


図2 工事用資材等の主要な走行ルート (準備書段階)

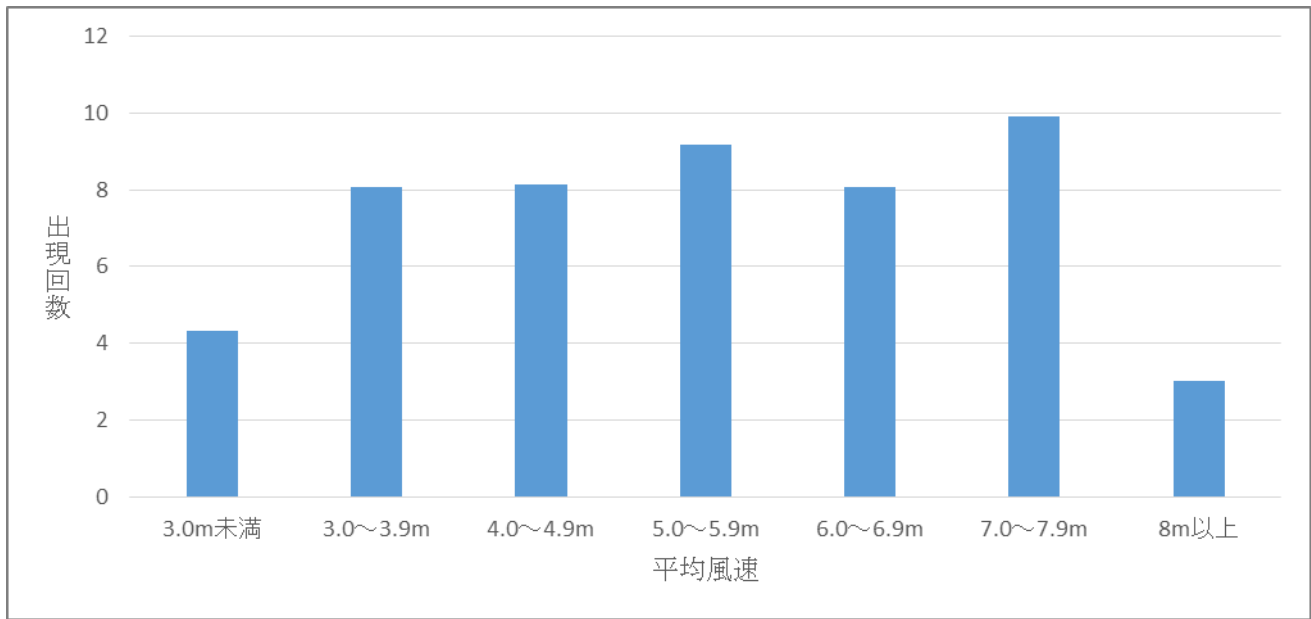


図-1 コウモリ類の出現回数と夜間における風速との関係（風況観測塔）

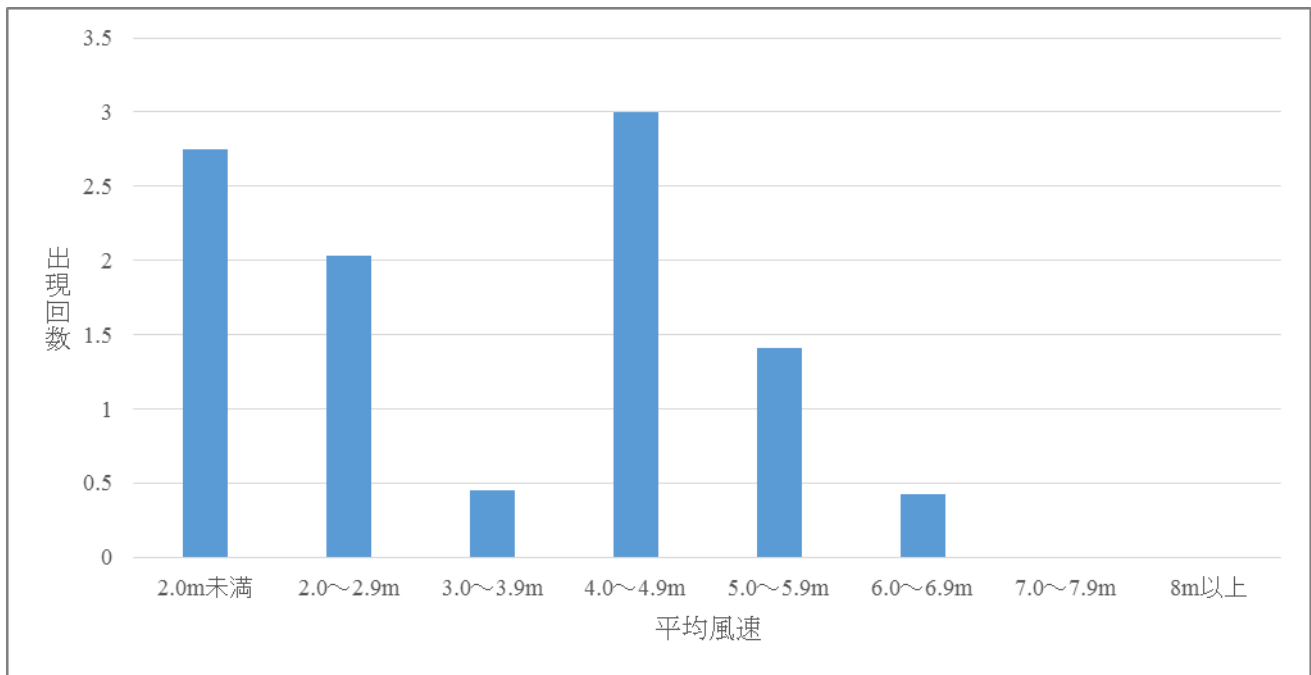
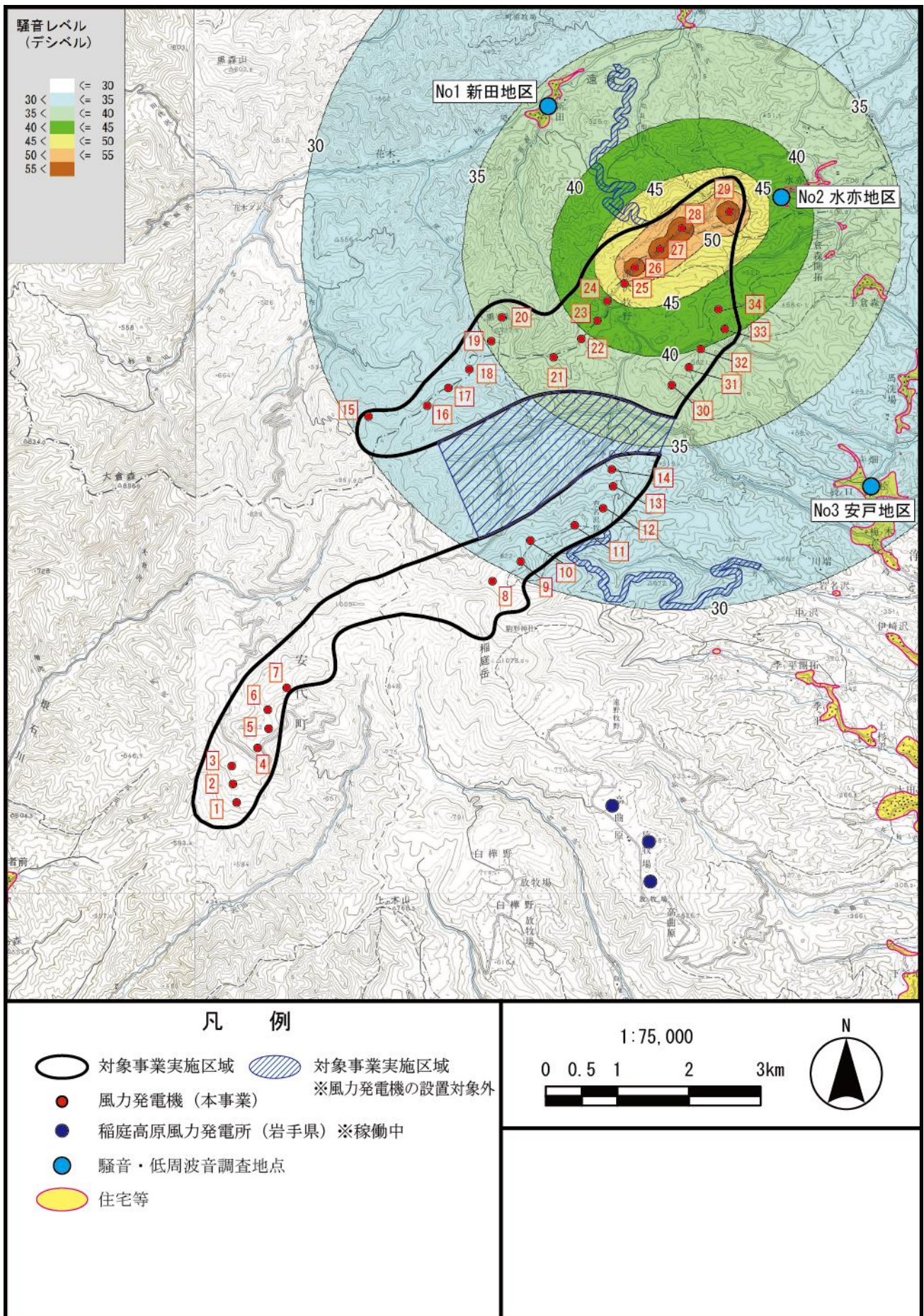
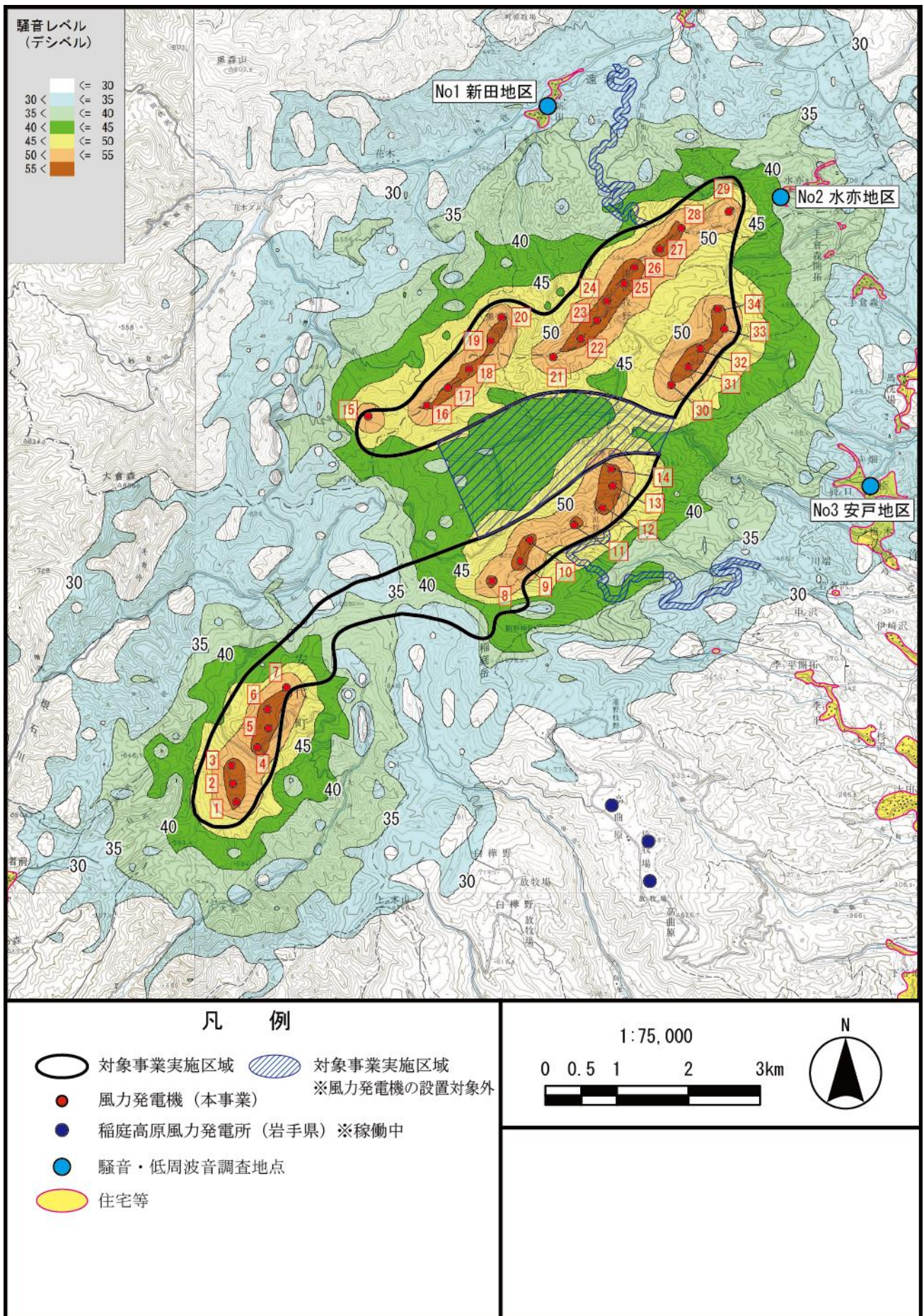


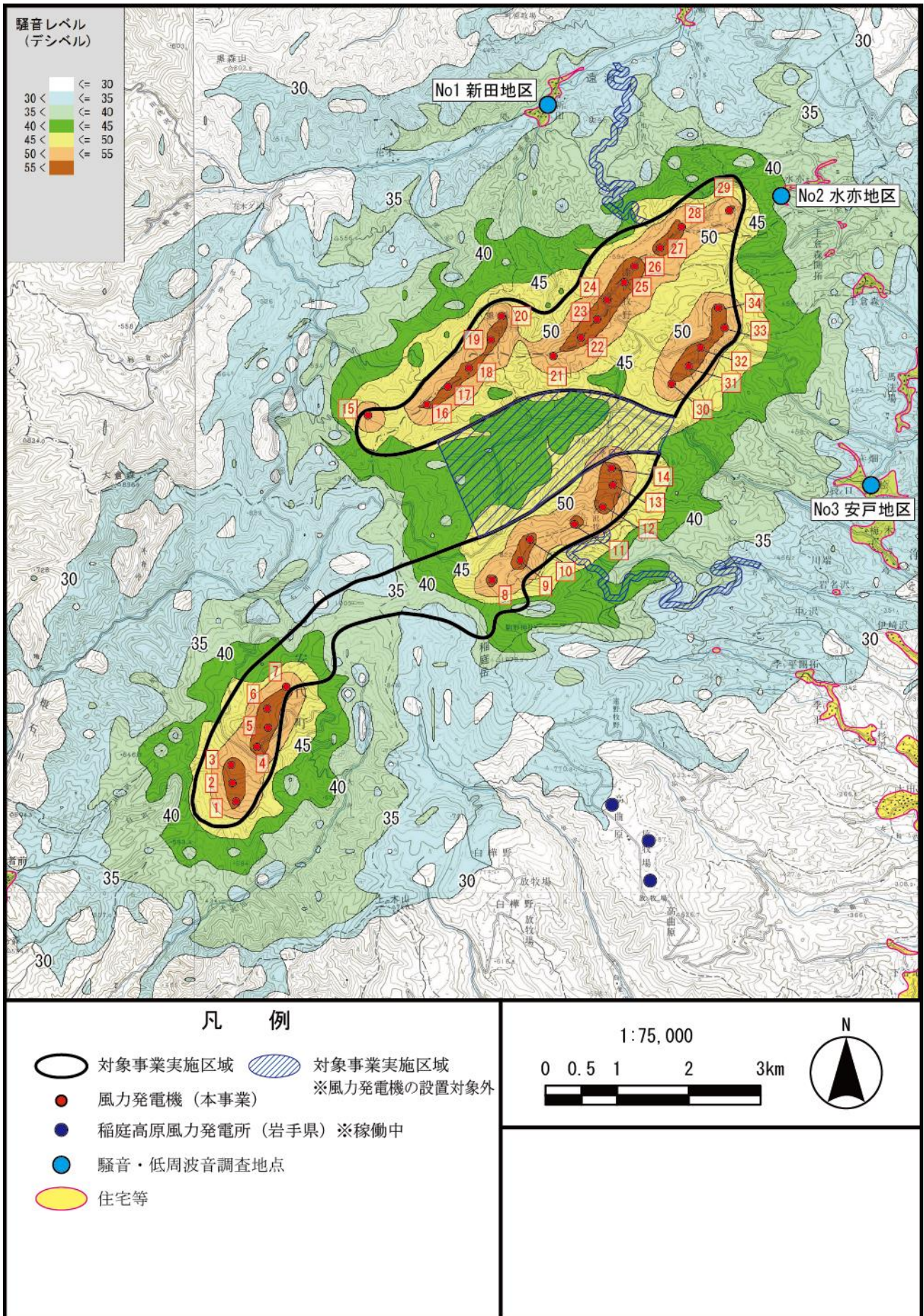
図-2 コウモリ類の出現回数と夜間における風速との関係（樹木：4地点）



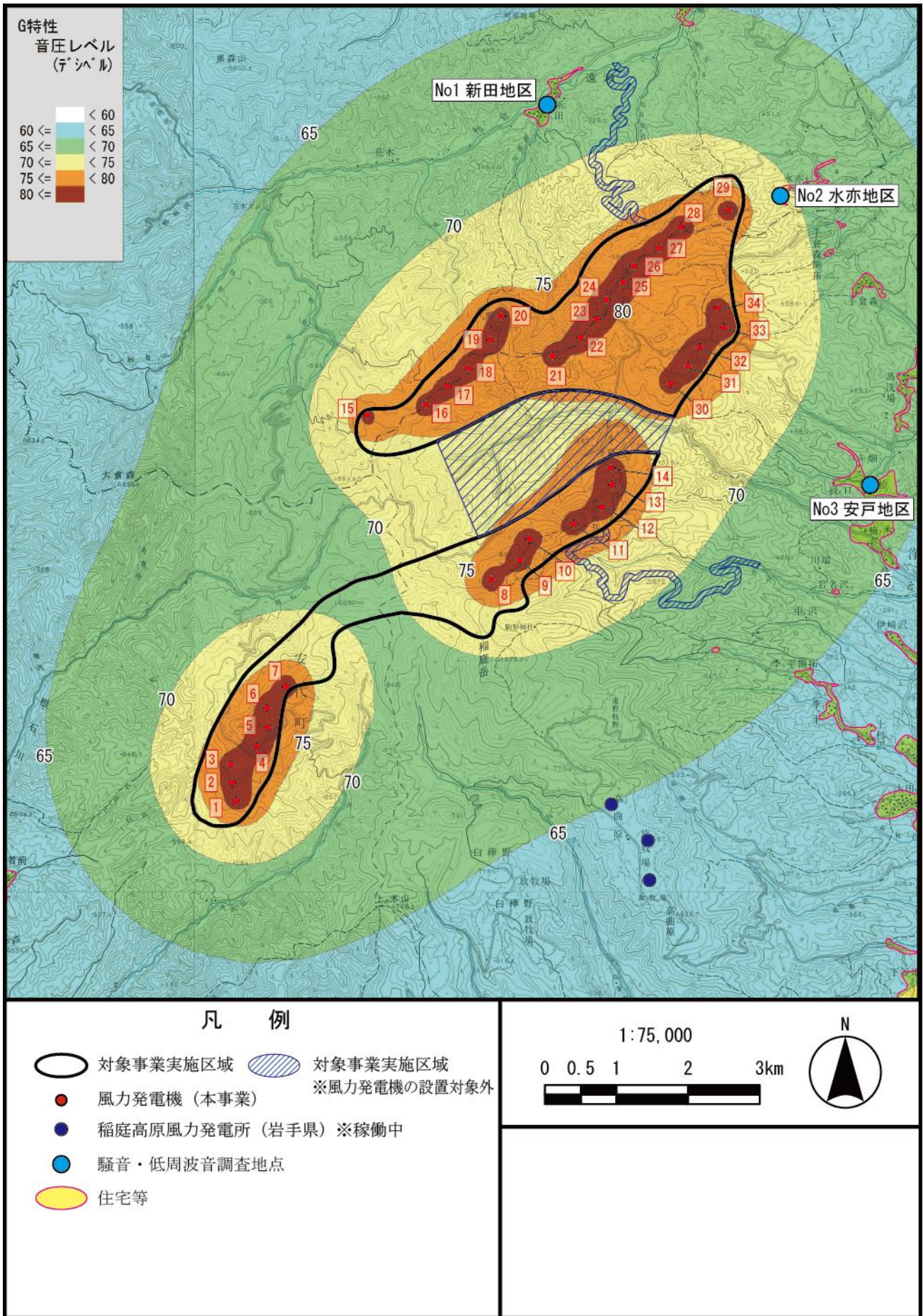
第 10.1.1.3-5 図 建設機械の稼働に伴う騒音の寄与値 (住宅地域: L_{Aeq})
(工事月: 2 年目 11 月)



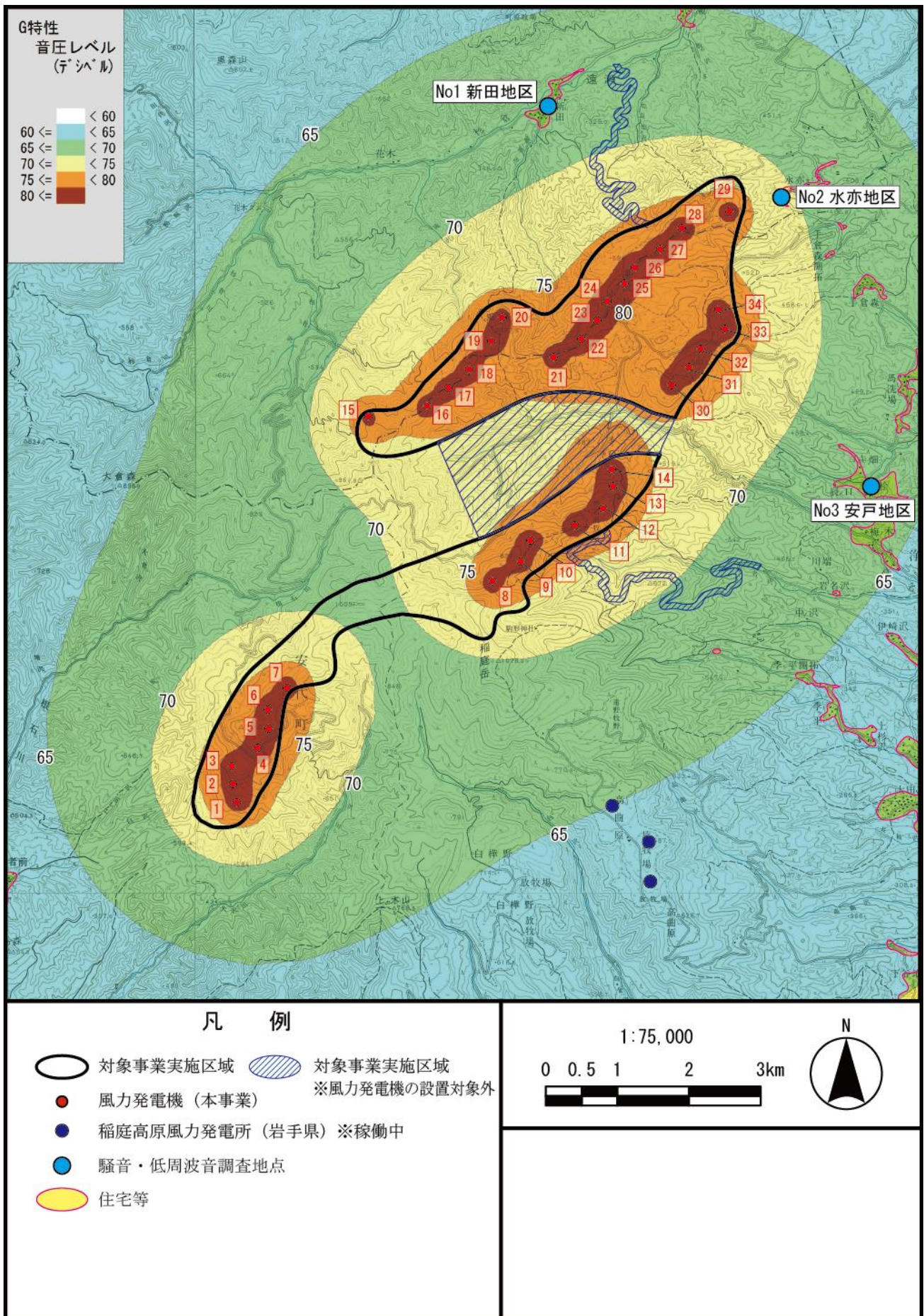
第 10. 1. 1. 3-7 図(1) 風力発電機から発生する騒音の寄与値 (空気減衰年間平均時)



第 10. 1. 1. 3-7 図(2) 風力発電機から発生する騒音の寄与値 (空気減衰最小時)



第 10.1.1.4-2 図 風力発電機から発生する G 特性音圧レベルの寄与値



第 10.1.1.4-2 図 風力発電機から発生する G 特性音圧レベルの寄与値

